

< III. 資料編 >

<おことわり>

- 本計画に記載の数値については、端数処理の関係により、合計等が一致しない場合があります。
- 本計画において用いているごみ排出量等の数値は、2018年台風第21号により発生した災害廃棄物量を含みません。

目次

第1章 計画策定のプロセス

1. 堺市廃棄物減量等推進審議会 - 1 -
2. ごみの減量化・リサイクル及び適正処理に関する市民・事業所意識調査..... - 3 -
3. パブリックコメント - 4 -

第2章 ごみに関する各種指標の政令市比較 - 9 -

第3章 ごみ処理事業の実績

1. ごみ排出量等の推移 - 10 -
2. 集団回収量等の推移 - 12 -
3. 事業系一般廃棄物減量等計画書報告値の推移 - 12 -
4. ごみ処理経費の推移 - 12 -
5. 生活ごみ組成分析調査結果..... - 13 -
6. 事業系一般廃棄物排出実態調査結果..... - 15 -
7. ごみ質測定分析調査結果..... - 17 -

第4章 ごみ排出量等の見込み - 19 -

第5章 用語解説（50音順） - 27 -

第1章 計画策定のプロセス

1. 堺市廃棄物減量等推進審議会

本計画の改定にあたっては、堺市廃棄物減量等推進審議会及び堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に係る検討部会において様々な視点からその内容や課題を整理・検討した。

<審議会の概要>

堺市廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物処理法第5条の7及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第15条に基づき設置している附属機関で、学識経験者や各種団体などで構成されている。

所掌事務	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本的な事項を調査審議する
設置根拠	廃棄物処理法第5条の7 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第15条
設置年月日	1994（H6）年4月1日
委員定数	20人以内

<開催内容（第11期審議会）>

日程	会議名	議題等
2019年11月18日	令和元年度第2回 堺市廃棄物減量等推進審議会	(1) 会長・副会長の選出について (2) 諮問について
2020年1月29日	令和元年度第1回検討部会	(1) 部会長の選出について (2) 計画改定に向けた課題及び方向性の整理について
2020年6月25日	令和2年度第1回検討部会	(1) 令和元年度速報値について (2) 中間報告における素案について
2020年7月27日	令和2年度第2回検討部会	(1) 堺市のごみ減量化・リサイクルに向けた現状分析の報告について (2) 計画目標等を取りまく状況の報告について (3) 第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に係る中間報告案について
2020年8月20日	令和2年度第1回 堺市廃棄物減量等推進審議会	≪報告事項≫ (1) 第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進捗状況について ≪審議事項≫ (2) 第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に係る中間報告について
2020年9月24日	令和2年度第3回検討部会	(1) 前回審議会におけるご意見について (2) 「第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定における答申素案について
2020年10月21日	令和2年度第2回 堺市廃棄物減量等推進審議会	(1) 「第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定に係る答申案について

<堺市減量等推進審議会委員一覧（第11期審議会）>

（任期：2019年10月1日～2021年9月30日）

区分	氏名	所属推薦団体・役職	備考
学識経験者	小西 康裕 (◎)	大阪府立大学 名誉教授	
	寺田 友子	桃山学院大学 名誉教授	
	花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部 准教授	
	水谷 聡 (○)	大阪市立大学大学院工学研究科 准教授	
	若林 身歌	大阪府立大学高等教育推進機構 准教授	
各種団体代表者	池崎 守	堺市自治連合協議会 副会長	
	大町 むら子	堺市女性団体協議会 副委員長	
	久保 直樹	堺商工会議所 事務局長	
	高畑 芳子	堺市消費生活協議会 副会長	
	辻埜 和久	堺市市場連合会 副会長	2020年4月30日まで
	中村 倫子	堺市大型小売店連絡協議会 会長	2020年8月3日から
	丹生 和政	堺市商店連合会 副会長	
	細川 勝行	堺市大型小売店連絡協議会 会長	2020年2月29日まで
	松谷 明男	堺リサイクル事業協同組合 事務局長	
本市議会議員	伊豆丸 精二	堺市議会議員	
	大西 耕治	堺市議会議員	

(◎：会長 ○：副会長)

注) 区分ごとに50音順、敬称略

<堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に係る検討部会委員一覧（第11期審議会）>

（任期：2020年1月29日～2020年9月24日）

区分	氏名	所属推薦団体・役職
学識経験者	寺田 友子	桃山学院大学 名誉教授
	花嶋 温子 (○)	大阪産業大学デザイン工学部 准教授
	水谷 聡 (◎)	大阪市立大学大学院工学研究科 准教授
	若林 身歌	大阪府立大学高等教育推進機構 准教授

(◎：部会長 ○：職務代理)

注) 区分ごとに50音順、敬称略

2. ごみの減量化・リサイクル及び適正処理に関する市民・事業所意識調査

本計画の改定あたっては、市民及び事業所を対象に、これまでの減量化・リサイクル施策に対する検証や新たな施策等の検討のため、意識調査を実施した。

(1) 実施概要

① 調査の目的

2016年3月に策定した第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間目標年度（2020年度）を迎えるにあたり、前回調査からの市民・事業所意識の変化や、各種取組に対する認識・浸透度、ごみ減量化等への取組状況、今後の廃棄物行政への要望等を把握し、これまでの減量化・リサイクル施策に対する検証や新たな施策等の検討のため基礎資料とすること。

② 調査対象

市民調査：市内在住18歳以上の個人2,000人（区別人口を勘案した無作為抽出）

事業所調査：市内の事業所2,000社（業種や事業所規模考慮した無作為抽出）

③ 調査方法・期間

郵送法

2018年12月15日（調査票送付）～2019年1月11日（回答期限）

④ 回収件数

市民調査：624件（回収率31.2%）

事業所調査：593件（回収率29.7%）

⑤ 調査結果（詳細）

「ごみの減量化・リサイクル及び適正処理に関する市民・事業所意識調査結果報告書」のとおり

3. パブリックコメント

本計画の改定あたっては、市の政策過程における透明性及び公正性の向上を図るため、パブリック制度に基づき、計画改定（案）に対するパブリックコメントを実施した。

(1) パブリックコメントの実施概要

<意見の募集期間>

2021年1月7日（木）～2021年2月9日（火）

<意見募集資料>

第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）

第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）【概要版】

<意見募集資料の閲覧場所>

堺市ホームページに掲載するほか、市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、各図書館、環境事業管理課で閲覧及び無料配布

<意見提出方法>

環境事業管理課へ郵送、FAX、電子メール又は直接持参

<集計結果>

意見提出人数 10人

意見項目数 23件

(2) 意見の要旨と本市の考え方

意見の要旨	市の考え方
○ごみの減量化・リサイクル（家庭ごみ有料化の導入について）	
<p>34 ページの「主な施策 3 家庭ごみ有料化の導入」に向けては、慎重かつ具体的に検討し、その経過を市民に知らせてほしい。必ず考えるべきことだが、影響も大きい結果を知らせるだけになってはいけない。</p>	<p>「家庭ごみ有料化」の目的としては、一般的にごみの排出量に応じてごみ処理経費の一部を直接負担する仕組みによる受益者負担の公平化、循環型社会形成に向けた施策の経費確保、ごみに対する住民の意識の改革、ごみの発生・排出抑制などが挙げられます。</p>
<p>家庭ごみ有料化に対する明確な目的や理念のないまま、家庭ごみ有料化を導入しようとしたが、家庭ごみの減少が続いており、導入に足踏みしているように見える。</p> <p>なぜ、有料化するのかという理由を市民に納得できるように説明できなければ、ごみの減量化が進めば、有料化を導入する必要がなくなると市民にアピールし、ごみの減量化を進めていく方が実質的な効果があるのではないかと考えられる。</p>	<p>なお、ごみの減量が進まない状況が続けば、家庭ごみの有料化の実施を検討し、市民の十分な理解と協力が得られるよう、目的や必要性、減量効果等について、積極的な情報発信を行う必要があると考えています。</p>
<p>家庭ごみ有料化についての記載があるが、その前にやるべきことがたくさんある。</p> <p>市民意識調査では、ペットボトル、缶・びん、プラスチック製容器包装では、「捨てたいときに捨てられない」が上位を占める。</p> <p>プラスチック製容器包装やペットボトル等の収集回数を増やす、不燃ごみの申込を不要にする、集団回収以外の紙類の行政回収をするなど、ごみの減量の方法は他にもある。</p> <p>ごみ減量の方法がいくらでもあるのに何もしないままの家庭ごみの有料化の導入は疑問である。また、有料化は一時的な減量効果があるが、揺り戻しがあるとの調査結果もある。</p> <p>家庭ごみ有料化の導入で利便性は大きく低下する。それよりはまず、分別しやすい環境づくりに尽力すべきである。収集方法の利便性の向上と家庭ごみ有料化の検討停止を求める。</p>	<p>家庭ごみ有料化については、環境負荷（ごみ排出量）に応じた受益者負担の公平化、ごみの発生・排出抑制等につながるものであり、ごみの減量化・リサイクル推進における効果的な施策のひとつとしています。</p> <p>また、有料化以外のごみの減量化・リサイクル推進施策についても実施・検討を行っており、より適切な家庭系ごみ分別・収集運搬制度に向けて、各分別収集品目の収集量や収集コスト、市民ニーズなどを踏まえ、引き続き検討していきます。</p>
○ごみの減量化・リサイクル（使い捨てプラスチック削減）について	
<p>ごみの減量化・リサイクルへの取組がより厳しく、より早期に求められている。特にプラスチックごみによる海洋汚染は深刻になっている。</p> <p>スーパーや飲食店のプラスチック容器の削減策は進めているのか。プラスチック製品の使用を減らすためにも民間連携で踏み込んだ計画策定をしていく必要があるのではないかと。</p>	<p>使い捨てプラスチック削減に向けた取組のひとつとして、市内食品スーパー等と「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」を締結しており、スーパー等民間事業者と連携した取組を今後も進めていきます。</p>

意見の要旨	市の考え方
○ごみの減量化・リサイクル（情報発信）について	
<p>学校で、環境についての学習内容はあるが、具体的なごみの分別や堺市のごみ処理の状況等の環境学習の機会が全くない。基本計画の中に小中学校で堺市独自の環境学習実施を盛り込み環境学習を進めてもらいたい。</p>	<p>関係部局と連携し、小学生等を対象としたごみの減量化・リサイクルやごみと資源の具体的な分別等に関する出前講座、清掃工場等における社会見学等の環境学習を実施しています。</p> <p>小中学生を対象とした環境学習の更なる充実に向け、関係部局と連携、検討を進めていきます。</p>
<p>情報発信手法として、「広報さかい」「回覧板」をなくさないでほしい。ツイッター、SNS、ホームページにとってかわれないものである。</p>	<p>年齢やごみへの関心度に応じた情報発信を行うため、SNSや市ホームページ等の電子媒体や広報さかいなどの紙媒体等様々な手法を検討・活用します。</p>
<p>廃棄物焼却施設等の見学会がコロナの影響で、中止が続いている。コロナ下でも市民の関心をつなぎとめていくためにも、広報を継続していくことは大事ではないか。Web 等を活用すればより広い地域にも広げていくことができる。</p>	<p>廃棄物焼却施設等の見学会は、新型コロナウイルスの影響により中止していますが、収束後は再開予定であり、今後も Web 等 ICT の積極的な活用に努め、様々な情報発信手法を用いて、ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信を行います。</p>
○ごみの減量化・リサイクル（その他）について	
<p>なぜペットボトルの回収量は減っているのか。 また、なぜ減ったと分析しているのか。</p>	<p>本市では、近年ペットボトル回収量は増加しています。市民の生活様式等の変化により、ペットボトルの需要が増加、ペットボトルの販売量等と同様に本市における使用量が増加していると考えています。</p>
<p>21 ページ、図 3.4.2 生活ごみ組成分析調査結果の推移の「減量化・リサイクルが不可能なもの」とは何か。 またなぜ割合が増えたと分析しているのか。</p>	<p>「減量化・リサイクル不可能なもの」は市の分別対象品目ではない、剪定枝などの木・竹類や製品プラスチック、汚れていてリサイクルできないものなどが対象となっています。</p> <p>2014 年度と比較すると上昇傾向にありますが、近年はほぼ横ばいで推移しています。増加要因は、市民のごみ減量化・リサイクル意識向上等により「減量化可能なもの（主に厨芥類）」「リサイクル可能なもの」の割合が低下したためと考えられます。</p>
<p>電子機器廃棄物が増えているとの報道があった。テレワークの推進や学校等へのパソコン等の導入により今後電子機器の廃棄物が増えていくことが予想される。市でのリサイクル体制はどうなっているのか。</p>	<p>家庭から出る電子機器廃棄物を含む小型家電については、拠点回収を実施し、適切にリサイクルしています。パソコンについては、資源有効利用促進法に基づくメーカーによるリサイクルルートを案内しています。（家庭から出るノートパソコンは小型家電の拠点回収でも排出可）</p> <p>学校など、事業所から出る電子機器廃棄物については、産業廃棄物として処理され、パソコンについては、上記リサイクルルートによりリサイクルしています。</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>使い捨てカイロの中身を使用した水質浄化が可能との情報をえました。市で回収し、水質浄化に役立てることはできないのか。</p> <p>ごみとして捨てられるものが資源となるなら「SDGs」の持続可能な社会のためになるのではないかと。</p>	<p>一部事業者（市外）による使い捨てカイロの中身を使用した水質浄化の取組は確認していますが、導入に向けた検討には至っていません。</p> <p>今後も、SDGs 開発目標の達成に寄与するため、更なるごみの減量化・リサイクルを推進します。</p>
○収集運搬について	
<p>52 ページの「ごみ出し支援制度の充実」について、具体的に書いてほしい。</p>	<p>2001 年度に粗大ごみふれあい収集を開始し、2020 年度に生活ごみ、資源を対象に追加した「ふれあいサポート収集」を開始しました。この制度は、高齢者等で集積場等へごみ出しが困難な方を対象にごみ出しをサポートする制度です。今後本制度の評価検証を行いながら、制度充実に向けた具体的な検討を進めます。</p>
<p>39 ページの「未分別ごみに対する指導強化」について、具体的に書いてほしい。</p>	<p>未分別ごみの適正排出に向け、生活ごみや資源等の啓発シール貼付による残置（ごみを収集せずにおいてくること）や、対象者への啓発チラシの配布、分別アプリの利用促進など情報発信の強化に向けた具体的な検討を進めます。</p>
<p>コロナ下で日夜回収作業に従事している収集作業員への理解を深め、感謝してもらうためにも効果的な PR をしてはどうか。</p>	<p>ごみ収集作業員は、新型コロナウイルスの感染状況や天候にかかわらず、毎日ごみを収集しています。収集作業員に対する励ましや感謝の声が、市民の声や手紙などで多数寄せられており、市に寄せられた声については、収集業者と共有し、広報さかいで一部紹介しています。</p>
○中間処理について	
<p>都市計画決定をしていない臨海工場と都市計画決定を取り消さないまま休止中の南工場を今後どのようにしていくつもりなのか。これは堺市が市民に説明するべき問題である。今後の課題の中の＜中間処理＞には、南工場を示唆する記述もあった。本改定案では、将来を見据えて、清掃工場の問題も深く掘り下げていくべきであった。</p>	<p>将来にわたり、安定した処理体制を構築していくために、現状の課題として、施設の老朽化、処理施設の高稼働率による余力不足などがあります。これらのことを含め、次期清掃工場の建設を計画していくうえで、効率的な収集体制を考慮し、市有地であり都市計画決定されている南工場を含め、建設用地の選定を行い、安定した処理体制の検討を進めます。</p>
<p>国ではアンモニア火力燃料に関する計画目標を定めたようであり、廃棄物発電の多様化が進んでいるようである。廃棄物発電多様化に向けた研究や検討をしているのか。</p>	<p>環境負荷の低減の一つとして、廃棄物発電による熱エネルギーの有効活用に取り組んでいます。次期清掃工場の建設時には、更なる発電効率の向上が図れる技術の導入やその他の新しい技術などについて情報収集を行い、検討を進めます。</p>

意見の要旨	市の考え方
○その他のご意見について	
<p>行政機関で作成している印刷物が多い。印刷部数を減らしたり、ホームページ等で公表したり、紙ごみを減らすように、基本計画の中で位置づけて、印刷に係るコストやごみを減らしてほしい。</p>	<p>本市では、印刷物の必要性の精査や配布対象の精選に取り組み、印刷物の削減に努めています。</p> <p>今後も Web 等 ICT の積極的活用に取り組み、市における更なるごみの減量化・リサイクルを推進します。</p>
<p>学校での配布プリントを減らすよう工夫をしていくよう教育委員会に対してもっと指導していくように、基本計画に盛り込んでいくべきではないか。</p>	
<p>小学校から配布プリントが多い。ホームページ等で発信するなど、紙ごみをなくすように工夫してほしい。</p>	
<p>市には臨海工業地帯があり、主要幹線道路はコンビニ等店舗も多く、ごみのポイ捨てが絶えない。海沿いの主要幹線道路の清掃活動やポイ捨て防止にかかる広報をどのように進めていくべきなのか。</p> <p>何か取り組める施策はないのか。</p>	<p>本市では、堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例等に基づき、ポイ捨てや路上喫煙の防止に向け、広報さかい、ホームページ等を通じて、情報発信を行い、不法投棄禁止等の看板の作成・貸与、不法投棄常習地点のパトロール、不法投棄多発地点の監視カメラ設置等不法投棄対策を実施しています。</p> <p>また、道路などに不法投棄されたごみに対しては、道路管理者による清掃のほか、清掃活動を行う市民グループや事業者に対し、清掃活動団体名を示したサインボードの設置、清掃用具の貸与等の支援を行う「アドプト制度」を実施しています。</p>
<p>無許可で不用品回収を行う業者への指導・摘発を強化してほしい。</p>	<p>本市では、聞き取り調査や現地確認を実施するなど適宜指導を行い、個別の案件ごとに総合的に判断した上で、悪質な業者に対しては警察とも連携し、指導を徹底しています。</p>
<p>【本編】の目次の中で「第3章ごみの処理」の「7. 今後の課題」には、「(1)将来ごみ量の推計」「(2)今後の課題」の2項目となっている。「(2)今後の課題」の中には、「<減量化・リサイクル><収集運搬><中間処理>」があるが、目次には掲載されていない。【概要版】では、課題として「減量化・リサイクル、収集運搬・中間処理と目立つように記載されている。</p> <p>本編の目次として「(1)将来ごみ量の推計 (2)減量化・リサイクル (3)収集運搬 (4)中間処理」と明記しわかりやすくすべきである。</p>	<p>ごみの処理において、主にごみの減量化・リサイクル、収集運搬、中間処理、最終処分の4つに分けて施策を検討しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、目次を修正いたします。</p>
<p>57 ページの各主体の役割分担において「ごみを排出する主体」として、メーカーにおける責任や対応がありますが、書いていない。</p> <p>どのように考えているのか。</p>	<p>製造事業者には、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任」があり、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組むべきと考えています。</p>

第2章 ごみに関する各種指標の政令市比較

No.	都市名	1人1日あたり ごみ総排出量 (g/人・日)
1.	川崎市	816
2.	横浜市	831
3.	京都市	838
4.	広島市	850
5.	相模原市	865
6.	さいたま市	873
7.	浜松市	879
8.	札幌市	886
9.	静岡市	935
10.	名古屋市	938
11.	堺市	959
12.	神戸市	975
13.	福岡市	993
14.	千葉市	997
15.	熊本市	1,018
16.	新潟市	1,022
17.	仙台市	1,026
18.	大阪市	1,046
19.	岡山市	1,064
20.	北九州市	1,098
	平均	945

No.	都市名	1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)
1.	京都市	442
2.	大阪市	467
3.	広島市	481
4.	北九州市	573
5.	熊本市	575
6.	福岡市	579
7.	浜松市	582
8.	千葉市	608
9.	札幌市	609
10.	横浜市	611
11.	神戸市	619
12.	川崎市	619
13.	名古屋市	637
14.	さいたま市	642
15.	堺市	646
16.	相模原市	650
17.	仙台市	672
18.	静岡市	685
19.	岡山市	712
20.	新潟市	737
	平均	606

No.	都市名	1人1日あたり 事業系ごみ排出量 (g/人・日)
1.	川崎市	197
2.	相模原市	215
3.	横浜市	220
4.	さいたま市	231
5.	静岡市	250
6.	札幌市	277
7.	新潟市	286
8.	浜松市	296
9.	名古屋市	301
10.	堺市	314
11.	岡山市	352
12.	仙台市	354
13.	神戸市	356
14.	広島市	370
15.	千葉市	389
16.	京都市	395
17.	福岡市	415
18.	熊本市	443
19.	北九州市	525
20.	大阪市	579
	平均	338

No.	都市名	リサイクル率 (%)
1.	千葉市	33.4
2.	岡山市	27.7
3.	札幌市	26.4
4.	新潟市	26.4
5.	北九州市	25.9
6.	名古屋市	24.6
7.	横浜市	23.5
8.	さいたま市	22.8
9.	熊本市	21.3
10.	相模原市	19.6
11.	川崎市	19.1
12.	浜松市	18.8
13.	堺市	18.5
14.	仙台市	17.9
15.	静岡市	15.8
16.	神戸市	14.0
17.	京都市	13.6
18.	広島市	11.5
19.	大阪市	9.8
20.	福岡市	7.7
	平均	19.9

No.	都市名	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (%)
1.	岡山市	2.2
2.	さいたま市	3.3
3.	静岡市	3.9
4.	浜松市	5.0
5.	名古屋市	5.2
6.	千葉市	5.7
7.	堺市	8.1
8.	新潟市	8.3
9.	相模原市	9.6
10.	川崎市	10.7
11.	札幌市	11.0
12.	横浜市	11.2
13.	京都市	11.3
14.	熊本市	11.5
15.	仙台市	12.5
16.	神戸市	13.8
17.	大阪市	13.8
18.	北九州市	13.9
19.	福岡市	16.2
20.	広島市	18.1
	平均	9.8

No.	都市名	1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)
1.	浜松市	7,143
2.	熊本市	7,681
3.	札幌市	7,849
4.	横浜市	9,263
5.	仙台市	9,278
6.	京都市	10,003
7.	北九州市	10,153
8.	大阪市	10,203
9.	静岡市	10,245
10.	川崎市	10,327
11.	堺市	10,727
12.	広島市	10,751
13.	千葉市	10,933
14.	新潟市	10,985
15.	相模原市	11,545
16.	さいたま市	11,742
17.	岡山市	12,123
18.	名古屋市	12,195
19.	神戸市	12,852
20.	福岡市	13,171
	平均	10,458

(出典：平成30年度(平成29年度実績)一般廃棄物処理実態調査(環境省)結果を基に作成)

第3章 ごみ処理事業の実績

1. ごみ排出量等の推移

単位：t（別に記載しているものを除く。）

排出量	ごみ	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)		2019 (R1)		番号及び算定式	備考	
						災害分 含む*	災害分 含まない	災害分 含む*	災害分 含まない			
人口（人）		848,111	846,388	844,681	841,345	838,095	838,095	835,049	835,049	A1	各年度9月末現在の住民基本台帳人口	
年度日数（日）		365	366	365	365	365	365	366	366	A2		
排出量	家庭系	生活ごみ	157,854	156,926	153,495	151,300	152,562	150,675	150,774	150,774	B1	
		粗大ごみ	2,739	2,885	2,967	3,024	4,134	3,712	3,637	3,637	B2	=B3+B4
		直営	2,259	2,315	2,345	2,430	3,005	2,881	2,870	2,870	B3	不燃小物類含む
		委託	480	569	622	594	1,130	831	767	767	B4	臨時ごみ
		継続ごみ	1,501	1,497	1,424	1,509	1,444	1,444	1,441	1,441	B5	延べ申込個数から家庭系と事業系に案分
		蛍光灯・乾電池・水銀体温計等			0	36	90	90	99	99	B6	=B7+B8
		蛍光灯				15	34	34	36	36	B7	2017年11月拠点回収
		乾電池・水銀体温計等			0	21	55	55	63	63	B8	2016年度水銀体温計等回収モデル事業、2017年11月拠点回収開始
		直接搬入ごみ	6,953	7,576	6,490	6,470	7,614	7,213	8,017	8,017	B9	=B10:B12
		焼却対象物	338	327	228	185	167	166	173	173	B10	
		破砕対象物	6,543	7,130	6,197	6,240	7,400	7,000	7,794	7,794	B11	
		古紙類（外部処理分）	72	119	65	46	47	47	50	50	B12	コンテナに別置きしたりリサイクル可能な古紙類
		事業系	継続ごみ	14,033	12,635	11,623	11,185	11,049	11,049	10,813	10,813	C1
	許可業者搬入ごみ		74,274	67,507	65,769	64,700	64,092	64,092	63,378	63,378	C2	=C3+C4
	焼却対象物		74,016	67,222	65,535	64,479	63,842	63,842	63,069	63,069	C3	
	破砕対象物		258	285	235	221	250	250	309	309	C4	
	一般事業系直接搬入ごみ		12,962	7,855	6,829	7,140	7,334	7,334	7,581	7,581	C5	=C6+C7
	焼却対象物		11,315	6,816	5,903	6,236	6,058	6,058	6,424	6,424	C6	
	破砕対象物		1,647	1,039	926	904	1,276	1,276	1,157	1,157	C7	
	公共事業系直接搬入ごみ		4,140	4,354	3,852	3,740	4,323	4,094	3,800	3,636	C8	=C9+C10
	焼却対象物		3,917	4,163	3,642	3,496	3,962	3,733	3,575	3,411	C9	
	破砕対象物		223	191	210	245	361	361	225	225	C10	
	直接埋立ごみ	19	18	19	21	115	29	30	30	C11	瓦礫・ブロック類	
環境系	環境美化ごみ	1,522	1,536	1,691	1,589	2,295	823	1,727	1,727	D1	=D2+D3	
	焼却対象物	698	326	48	8	18	18	2	2	D2	ボランティア清掃活動等によるごみや不法投棄物	
	破砕対象物	824	1,210	1,644	1,581	2,277	805	1,725	1,725	D3		
資源	家庭系	缶・びん	6,478	6,375	6,129	5,957	5,711	5,711	5,568	5,568	E1	
		ペットボトル	1,721	1,773	1,851	1,906	2,047	2,047	2,111	2,111	E2	
		プラスチック製容器包装	4,999	5,030	4,777	4,602	4,621	4,621	4,671	4,671	E3	
		小型金属	301	340	341	338	376	376	385	385	E4	
		古紙類	120	105	78	81	80	80	88	88	E5	美原区
		使用済小型家電		13	13	15	22	22	27	27	E6	2015年8月拠点回収開始
		インクカートリッジ				0	1	1	1	1	E7	2017年11月拠点回収開始
		集団回収	27,915	26,219	24,812	23,234	21,486	21,486	19,709	19,709	E8	=E9:E13
		新聞	18,748	17,378	16,409	15,189	13,752	13,752	12,205	12,205	E9	
		雑誌	4,858	4,596	4,269	3,978	3,744	3,744	3,524	3,524	E10	2019年8月「その他の古紙（雑がみ）」対象品目追加
		ダンボール	2,846	2,807	2,801	2,787	2,748	2,748	2,717	2,717	E11	
		古布	1,403	1,375	1,270	1,222	1,187	1,187	1,219	1,219	E12	
		紙パック	60	63	62	58	55	55	44	44	E13	
	事業系	庁内古紙類	319	327	359	484	459	459	443	443	F1	
	自主資源化	2,542	2,678	2,461	2,800	3,109	3,109	1,889	1,889	F2	排出事業者が民間再資源化事業者と直接契約してリサイクルするもの	
	環境系	剪定枝等	4,136	4,512	4,810	4,448	4,990	4,990	4,940	4,940	G1	公園や街路から発生する剪定枝等
	総排出量		324,528	310,163	299,790	294,581	297,955	293,458	291,128	290,964	H1	=H2+H6+H11
家庭系総排出量		210,582	208,740	202,376	198,473	200,188	197,478	196,527	196,527	H2	=H3+H4	
家庭系ごみ排出量		169,047	168,885	164,376	162,339	165,844	163,134	163,967	163,967	H3	=B1+B2+B5+B6+B9	
家庭系資源排出量		41,535	39,856	38,000	36,134	34,344	34,344	32,560	32,560	H4	=E1:E8	
1人1日あたり家庭系ごみ排出量（g）		680	674	656	646	654	646	643	643	H5	=H2/A1/A2*1,000,000	
事業系総排出量		108,289	95,375	90,913	90,070	90,482	90,167	87,933	87,770	H6	=H7+H8	
事業系ごみ排出量		105,428	92,370	88,092	86,787	86,914	86,599	85,602	85,438	H7	=C1+C2+C5+C8+C11	
事業系資源排出量		2,861	3,005	2,821	3,283	3,567	3,567	2,332	2,332	H8	=F1+F2	
（事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値）		(30,327)	(33,123)	(38,008)	(40,941)	(38,117)	(38,117)			H9	紙類及び生ごみ類	
1日あたり事業系ごみ排出量		290	253	242	239	239	239	235	235	H10	=(H6-F2)/A2	
環境系総排出量		5,657	6,047	6,501	6,038	7,285	5,813	6,667	6,667	H11	=H12+H13	
環境系ごみ排出量		1,522	1,536	1,691	1,589	2,295	823	1,727	1,727	H12	=D1	
環境系資源排出量		4,136	4,512	4,810	4,448	4,990	4,990	4,940	4,940	H13	=G1	

処理・処分量	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)		2019 (R1)		番号及び算定式	備考
					災害分 含む*	災害分 含まない	災害分 含む*	災害分 含まない		
総処理量	331,271	313,813	300,917	301,440	298,389	293,893	295,224	295,060	I1 =B12+C11+J6+J13-J17+K6+K10+K14	集団回収及び自主資源化を含む市内総処理量
清掃工場搬入量	276,868	263,891	255,741	252,056	256,233	251,822	252,736	252,572	J1 =J2+J10	
焼却施設搬入量	264,592	251,102	243,508	239,770	240,465	238,348	237,812	237,648	J2 =B1+B5+B10+C1+C3+C6+C9+D2+J3:J5	
(内)リサイクルプラザ可燃残渣	162	487	458	366	353	353	411	411	J3	
(内)貯留施設可燃残渣	707	702	1,153	1,008	1,009	1,009	1,131	1,131	J4	
(内)焼却灰溶融試験分	50								J5	東工場焼却灰の臨海工場への移送・溶融分（試験実施）
焼却処理量	283,685	267,337	256,768	258,957	256,603	252,268	256,642	256,479	J6 =J7:J9	実焼却処理量（搬入量とは一致しない）
東工場第一工場	21,569	2,212	1,594	3,296	4,013	4,013	2,800	2,800	J7	
東工場第二工場	130,991	131,956	123,121	124,992	124,923	122,895	122,661	122,661	J8	
臨海工場	131,125	133,170	132,053	130,669	127,667	125,360	131,181	131,018	J9	
破碎施設搬入量	12,277	12,788	12,232	12,286	15,768	13,474	14,924	14,924	J10 =B2+B11+C4+C7+C10+D3+J11+J12	
(内)リサイクルプラザ可燃残渣	43	48	48	39	38	38	37	37	J11	
(内)貯留施設可燃残渣			5	33	31	31	40	40	J12	
破碎処理量	14,008	14,804	13,854	14,192	18,679	16,385	18,127	18,127	J13 =J14:J16	実破碎処理量（搬入量とは一致しない）
東工場第一破碎	7,576	8,665	8,446	8,987	9,882	8,749	10,717	10,717	J14	
東工場第二破碎	2,275	2,172	1,917	1,842	3,401	3,401	2,602	2,602	J15	
臨海工場	4,158	3,966	3,491	3,363	5,396	4,236	4,808	4,808	J16	
破碎残渣	13,712	14,457	13,560	14,079	18,470	16,252	17,848	17,848	J17 =J18:J20	破碎処理後の可燃残渣
東工場第一破碎	7,279	8,318	8,153	8,874	9,777	8,720	10,438	10,438	J18	
東工場第二破碎	2,275	2,172	1,917	1,842	3,296	3,296	2,602	2,602	J19	
臨海工場	4,158	3,966	3,491	3,363	5,396	4,236	4,808	4,808	J20	
リサイクル量 (事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含めた場合)	62,600 (90,385)	60,773 (91,218)	58,001 (93,548)	56,038 (94,179)	54,635 (89,643)	54,326 (89,335)	51,061	51,044	K1 =B12+K2+K5+K6+K10+K14 K1' =K1-F2+H9	一部二重計上となるため自主資源化を除外
焼却残渣からの資源化	15,117	14,386	13,904	13,120	12,871	12,638	12,429	12,412	K2 =K3+K4	
溶融スラグ	12,683	12,145	11,731	11,072	10,819	10,623	10,509	10,494	K3	
溶融メタル	2,434	2,241	2,173	2,048	2,052	2,015	1,920	1,918	K4	
破碎施設からの金属回収	213	277	261	569	301	225	361	361	K5	
リサイクルプラザ	5,916	5,807	5,575	5,496	5,292	5,292	5,117	5,117	K6 =K7+K8	
缶	1,160	1,026	1,006	1,009	995	995	998	998	K7	
びん	4,756	4,781	4,569	4,487	4,297	4,297	4,119	4,119	K8	
(混入小型金属)	(6)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(10)	(10)	K9	貯留施設への移送分
貯留施設	6,250	6,331	5,663	5,709	5,888	5,888	5,908	5,908	K10 =K11:K13	
ペットボトル	1,394	1,525	1,457	1,433	1,472	1,472	1,467	1,467	K11	
プラスチック製容器包装	4,587	4,500	3,916	3,983	4,085	4,085	4,100	4,100	K12	
小型金属	269	305	290	293	331	331	342	342	K13	混入小型金属（リサイクルプラザ）を含む
直接資源化	35,032	33,854	32,533	31,098	30,236	30,236	27,196	27,196	K14 =B6+E5:E8+F1+F2+G1	
蛍光管・乾電池・水銀体温計等				36	90	90	99	99	B6	
古紙類	120	105	78	81	80	80	88	88	E5	
使用済小型家電		13	13	15	22	22	27	27	E6	
インクカートリッジ				0	1	1	1	1	E7	
集団回収	27,915	26,219	24,812	23,234	21,486	21,486	19,709	19,709	E8	
庁内古紙類	319	327	359	484	459	459	443	443	F1	
自主資源化	2,542	2,678	2,461	2,800	3,109	3,109	1,889	1,889	F2	排出事業者が民間再資源化事業者と直接契約してリサイクルするもの
剪定枝等	4,136	4,512	4,810	4,448	4,990	4,990	4,940	4,940	G1	公園や街路から発生する剪定枝等
その他 古紙類（外部処理分）	72	119	65	46	47	47	50	50	B12	コンテナに別置きしたりリサイクル可能な古紙類
(事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値)	(30,327)	(33,123)	(38,008)	(40,941)	(38,117)	(38,117)			H9	紙類及び生ごみ類
最終処分量（フェニックス）	28,359	24,728	22,910	23,324	24,219	23,711	23,725	23,720	L1 =L2+C11	
焼却灰	28,340	24,710	22,891	23,303	24,104	23,681	23,695	23,689	L2 =L3:L5	
東工場第一工場	3,665	374	228	407	507	507	396	396	L3	
東工場第二工場	19,802	19,568	18,036	18,489	19,151	18,806	18,419	18,419	L4	
臨海工場	4,873	4,768	4,627	4,407	4,446	4,369	4,880	4,874	L5	
直接埋立ごみ	19	18	19	21	115	29	30	30	C11	
分別ましがい率（%）	24.6	26.8	24.7	26.0	21.4	21.4	24.1	24.1	M1	生活ごみの中に含まれるリサイクル可能な資源物の割合
家庭系リサイクル率（%）	19.7	19.1	18.8	18.2	17.2	17.4	16.6	16.6	N1 =H4/H2*100	
リサイクル率（%） (事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含めた場合)	18.9 (25.2)	19.4 (26.5)	19.3 (27.8)	18.6 (27.7)	18.3 (26.9)	18.5 (27.2)	17.3	17.3	O1 =K1/I1*100 O1' =K1'/(I1-F2+H9)*100	一部二重計上となるため自主資源化を除外

注)「番号及び算定式」欄の「AO:A●」は、AOからA●までの合計を表す。

注)「0」は0.5未満を表す。

※ 公園や街路から発生した倒木等を民間再資源化事業者で処理した量は含まない。

2. 集団回収量等の推移

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
回収量 (kg)	27,915,079	26,218,973	24,812,465	23,233,991	21,486,165	19,708,724
新聞	18,748,352	17,377,626	16,409,413	15,188,651	13,751,799	12,204,953
雑誌*	4,857,510	4,596,292	4,269,485	3,978,236	3,743,673	3,523,952
ダンボール	2,845,787	2,807,470	2,801,205	2,787,183	2,748,295	2,716,744
古布	1,403,212	1,375,056	1,270,077	1,222,309	1,187,304	1,219,391
紙バック	60,218	62,529	62,285	57,612	55,094	43,684
報償金額 (円)	111,571,500	104,786,700	99,159,800	92,845,400	85,854,200	78,744,600
申請団体数 (件)	1,123	1,132	1,129	1,132	1,123	1,127

※ 2019年度に「その他の古紙（雑がみ）」が対象品目に追加されている。

3. 事業系一般廃棄物減量等計画書報告値の推移

単位：t（別に記載しているものを除く。）

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
廃棄した量	36,872	30,704	32,516	29,387	30,559
紙類	4,727	2,421	1,684	2,775	1,384
生ごみ類	11,071	12,210	15,077	11,189	12,237
その他	21,074	16,073	15,754	15,423	16,938
再利用・資源化量	33,128	33,864	39,810	42,757	40,622
紙類	26,907	30,785	34,512	37,644	34,945
生ごみ類	3,420	2,338	3,496	3,297	3,172
その他	2,801	740	1,802	1,816	2,505
総排出量	70,000	64,567	72,326	72,144	71,181
紙類	31,633	33,206	36,196	40,419	36,329
生ごみ類	14,491	14,548	18,574	14,486	15,409
その他	23,875	16,813	17,557	17,239	19,443
資源化率 (%)	47.3	52.4	55.0	59.3	57.1
紙類	85.1	92.7	95.3	93.1	96.2
生ごみ類	23.6	16.1	18.8	22.8	20.6
その他	11.7	4.4	10.3	10.5	12.9

4. ごみ処理経費の推移

単位：千円（別に記載しているものを除く。）

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
ごみ処理経費	7,529,687	7,533,686	7,670,131	7,622,027	7,989,009	7,699,696
収集運搬（ごみ）	3,778,586	3,778,706	3,793,814	3,852,334	3,916,965	3,954,204
収集運搬（資源）	1,326,649	1,315,892	1,315,375	1,370,793	1,374,175	1,394,826
中間処理（ごみ）	1,899,681	1,930,719	2,038,592	1,813,916	1,958,444	1,766,664
中間処理（資源）	258,981	264,855	256,934	308,005	350,438	274,004
最終処分	265,791	243,514	265,417	276,980	388,988	309,998
市民1人あたり年間 ごみ処理経費 (円)	8,878	8,901	9,081	9,059	9,532	9,221

注) 人件費及び車両等購入費は含んでいない。

5. 生活ごみ組成分析調査結果

(1) 実施概要 (2019 年度)

① 調査目的

本市より排出される生活ごみの排出実態を把握し、循環型社会形成のための減量施策を進行管理するため、生活ごみの中への古紙等のリサイクル可能物、レジ袋や手つかず食品等の発生抑制可能物、不燃小物類等の分別排出行動の徹底による削減可能物などの混入状況を確認するとともに、排出実態からみたとごみの減量化・リサイクルの可能性を検討し、本市廃棄物行政に供する基礎資料を作成すること。

② 調査対象

調査対象とした収集区分は、ごみ減量施策を進行管理するうえで最も重要である「生活ごみ」とし、市全域のごみ組成を把握するため、住居形態別【集合住宅（賃貸）/集合住宅（分譲）/戸建住宅】に調査対象を各 6 地域選定してサンプリング（合計 18 か所）。

③ 調査時期

2019 年 9 月 9 日（月）～21 日（土）にかけてサンプリング 6 日間、分類作業 8 日間で実施

④ 調査実施場所

クリーンセンター東工場第二工場 プラットホーム

⑤ 調査方法

- ・ サンプリング（各地域概ね 200～350kg、集合住宅は 170 袋、戸建住宅は 100 袋程度）
- ↓
- ・ 調査実施場所へ調査対象生活ごみを搬入
- ↓
- ・ 調査対象生活ごみから分類対象生活ごみを抽出（各サンプリングから生活ごみから約 100kg を抽出）
- ↓
- ・ 分類調査対象生活ごみの分類前計量
- ↓
- ・ 分類調査対象ごみの分類作業
- ↓
- ・ 分類調査対象ごみの分類後計量
- ↓
- ・ 結果の集計・市全域生活ごみ組成の算出

⑥ 調査結果（詳細）

生活ごみ組成分析調査【令和元年度】（概要版）のとおり

(2) 調査結果 (経年)

■ 各品目の割合 (重量比)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
紙類	32.76	35.40	34.40	34.39	33.17	33.92
紙製容器包装	5.54	5.87	5.41	5.59	5.27	5.89
リサイクル可能 (◎)	4.54	5.24	4.30	5.00	4.09	4.93
リサイクル不可能	1.00	0.63	1.11	0.59	1.18	0.96
紙パック (飲料用紙パック)	0.74	0.90	0.99	0.84	0.96	0.99
リサイクル可能 (◎)	0.67	0.85	0.78	0.79	0.84	0.87
リサイクル不可能	0.07	0.05	0.21	0.05	0.12	0.12
新聞紙・広告紙	3.59	4.18	3.92	4.16	3.66	3.46
リサイクル可能 (◎)	1.94	2.18	2.53	1.58	0.93	1.35
リサイクル不可能	1.65	2.00	1.39	2.58	2.73	2.11
書類、雑誌類 (◎)	1.93	1.84	1.34	1.51	1.41	1.82
シュレッダーくず	0.05	0.04	0.03	0.04	0.10	0.20
ダンボール (◎)	0.64	1.09	1.13	1.08	1.51	1.04
その他紙類	20.28	21.48	21.58	21.17	20.26	20.52
リサイクル可能 (◎)	5.50	5.02	4.15	4.78	3.69	4.45
リサイクル不可能	14.78	16.46	17.43	16.39	16.57	16.07
繊維類 (布類)	3.80	4.77	3.80	3.50	4.10	4.67
リサイクル可能 (◎)	1.08	1.34	0.78	1.35	0.41	1.09
リサイクル不可能	2.73	3.43	3.02	2.15	3.69	3.58
厨芥類	39.39	34.07	32.49	33.50	33.15	33.52
食品類	37.80	32.34	30.61	31.39	30.85	31.09
手つかずの食品 (☆)	4.28	4.01	4.42	5.08	5.29	6.63
調理くず、食べ残し (☆)	33.52	28.33	26.19	26.31	25.56	24.46
食品以外	1.59	1.73	1.88	2.11	2.30	2.43
木、竹、わら類	1.18	1.75	1.77	2.28	2.65	1.60
剪定枝	0.00	0.05	0.35	0.15	0.01	0.00
木、竹、わら類	1.18	1.70	1.42	2.13	2.64	1.60
プラスチック類	14.44	15.33	16.40	15.40	15.70	15.22
ペットボトル	0.55	0.59	0.82	0.77	0.64	0.64
リサイクル可能 (◎)	0.48	0.56	0.70	0.75	0.60	0.59
リサイクル不可能	0.06	0.03	0.12	0.02	0.04	0.05
プラスチック製容器包装	8.79	8.83	9.46	8.71	8.57	8.75
リサイクル可能 (◎)	5.37	5.95	6.10	6.40	5.37	5.56
リサイクル不可能	3.42	2.88	3.36	2.31	3.20	3.19
レジ袋	1.98	2.18	2.11	2.02	2.19	2.01
リサイクル可能 (◎)	1.12	1.08	1.15	1.13	0.99	1.01
リサイクル不可能	0.86	1.10	0.96	0.89	1.20	1.00
トレイ	0.22	0.25	0.25	0.23	0.21	0.22
リサイクル可能 (◎)	0.19	0.22	0.22	0.20	0.18	0.20
リサイクル不可能	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
その他プラスチック	2.41	2.84	3.08	3.07	3.43	3.03
ごみ袋として利用されたプラスチック袋	0.49	0.64	0.68	0.60	0.66	0.57
ごみ袋	0.48	0.63	0.68	0.59	0.64	0.52
その他袋	0.01	0.01	0.00	0.01	0.02	0.05
ゴム、皮革類	0.57	0.79	0.81	0.79	0.94	1.17
金属類	0.94	0.90	1.04	0.96	1.07	1.04
缶類	0.33	0.29	0.37	0.28	0.31	0.22
アルミ缶 (◎)	0.11	0.13	0.14	0.11	0.12	0.08
スチール缶 (◎)	0.16	0.12	0.23	0.17	0.16	0.14
リサイクル不可能	0.06	0.04	0.00	-	0.03	0.00
その他金属類	0.61	0.61	0.67	0.68	0.76	0.82
スプレー缶 (◎)	0.03	0.02	0.05	0.07	0.05	0.02
乾電池	0.13	0.17	0.13	0.14	0.31	0.37
小型家電 (◎)	0.13	0.17	0.19	0.26	0.22	0.32
小型金属類 (◎)	0.32	0.25	0.30	0.21	0.18	0.11
ガラス類	0.67	0.97	0.88	0.91	0.87	0.78
リターナブルびん (◎)	0.03	0.00	0.00	0.02	-	-
ワンウェイびん (◎)	0.41	0.77	0.64	0.59	0.65	0.50
その他ガラス類	0.24	0.20	0.24	0.30	0.22	0.28
不燃物類	0.64	0.36	0.29	0.60	0.69	0.31
その他 (選別残渣)	4.05	3.32	4.96	5.17	4.43	4.37
水分蒸発 (☆)	1.57	2.34	3.16	2.50	3.23	3.40
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
(内)リサイクルが可能なもの (◎)	24.64	26.83	24.73	26.00	21.40	24.08
(内)減量化が可能なもの (☆)	39.37	34.68	33.77	33.89	34.08	34.49

注) 表中の「-」は0であることを、「0.00」は0.05未満であることを表す。

■ 備考

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
取組指標① 生ごみに占める「手つかず食品」の割合 ^{※1}	10.87	11.56	13.09	14.99	15.52	19.22
取組指標② 生活ごみに占める「リサイクル可能な その他古紙 (雑がみ) の割合 ^{※2}	10.03	10.26	8.45	9.78	7.78	9.38

※1 手つかずの食品/(食品類+水分蒸発)*100

※2 リサイクル可能な紙製容器包装+リサイクル可能なその他紙類

6. 事業系一般廃棄物排出実態調査結果

(1) 実施概要 (2019 年度)

① 調査目的

本市より排出される事業系一般廃棄物の業種別特色、発生抑制・再生利用の可能性等、排出実態を把握することで、今後の適正な事業系一般廃棄物の減量化・リサイクル施策の検討に資すること。

② 調査対象

本市の清掃工場に搬入されている事業系一般廃棄物のうち、事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）及び継続ごみ収集運搬委託業者により収集されているものをサンプリング。

ただし、マンション・寮等及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づく「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出対象である建築物を占有している事業所から排出されるものや、許可業者が資源として収集するもの（清掃工場に搬入されないもの）は除く。

③ 調査時期

2019年8月19日（月）～9月3日（火） サンプリング・分類作業実施

④ 調査実施場所

クリーンセンター東工場第二工場 プラットホーム

⑤ 調査方法

- ・サンプリング (26 業種、181 事業所)
- ↓
- ・調査実施場所へ調査対象事業系一般廃棄物を搬入
- ↓
- ・分類対象事業系一般廃棄物の事前計量
- ↓
- ・分類作業
- ↓
- ・分類後計量
- ↓
- ・結果の集計・業種別事業系一般廃棄物組成の算出

⑥ 調査結果 (詳細)

「事業系一般廃棄物排出実態調査報告書」のとおり

(2) 調査結果 (経年)

■ 業種全体の割合 (重量比)

年度	2016 (H28)	2019 (R1)
紙類	41.32 (24.84)	39.32 (22.23)
容器・包装材	12.37 (9.44)	14.90 (11.32)
紙箱	8.81 (7.85)	10.96 (9.92)
紙袋・包装紙	1.61 (0.84)	1.25 (0.69)
検尿用紙コップ	0.02	0.02
飲料・調味料紙パック	0.52 (0.30)	0.49 (0.26)
食品以外の紙パック	0.03 (0.01)	0.00 (0.00)
緩衝材	0.55	0.90
その他	0.81 (0.42)	0.85 (0.28)
事業所特有のその他紙製容器包装	0.02 (0.02)	0.43 (0.17)
その他	28.95 (15.40)	24.42 (10.91)
新聞紙	1.66 (0.61)	1.60 (0.47)
折り込み広告	0.52 (0.52)	0.94 (0.94)
書籍・雑誌・週刊誌 (PR 冊子、マニュアル・カタログ等含む)	3.96 (3.96)	1.73 (1.73)
色白紙 (コピー用紙、書類等)	2.22 (2.22)	1.39 (1.39)
色付き紙 (再生コピー紙、パンフ、紙ファイル (厚手の紙)、汚れないハンバーガーショップの広告等)	4.70 (4.70)	3.79 (3.79)
シュレッダーくず	2.90 (2.90)	2.13 (2.13)
その他の紙類	6.20 (0.08)	8.02 (0.45)
紙おむつ	4.33	4.81
事業所特有のその他の紙	2.46 (0.41)	0.01 (0.01)
プラスチック類	12.77	12.48
容器状容器包装	3.49	3.71
発泡トロ箱	0.09	0.01
ペットボトル (飲料、醤油・みりん)	1.02	1.14
その他の飲料・食品ペットボトル (ソース等)	0.07	0.07
ペットボトル以外の飲料・食品ボトル (小型ボトルも含む)	0.10	0.06
日用品のペットボトル	0.08	0.06
ペットボトル以外の日用品ボトル (点滴用等)	0.25	0.23
ブラコップ (使い捨て商品以外)	-	0.21
その他容器状	1.88	1.93
袋・シート状容器包装 (アルミ蒸着含む)	5.88	5.94
梱包用大型プラ袋・シート	0.62	0.89
業務用食材プラ袋・シート (セントラルキッチン等食材仕入れ用又は調理済み食品等を入れた袋等)	0.92	0.96
レジ袋	0.69	0.80
プラ袋・シート (小袋や食品購入時包装用ラップも含む)	1.46	1.87
ひも・テープ	0.41	0.27
緩衝材	0.41	0.36
その他事業所特有の袋・シート (点滴用のプラ袋、おしぼりの袋等)	1.37	0.68
その他一般の袋・シート	-	0.11

年度	2016 (H28)	2019 (R1)
その他の容器包装 (シート上の掃き集めも含む)	-	-
成型品等	2.20	1.59
ディスプレイ用プラ	0.29	0.11
使い捨てのプラ成型品 (手袋、ストロー、アメニティグッズ、エプロン等)	0.09	0.15
食品保存用ラップ	0.51	0.32
事業所特有のその他プラ成型品 (注射容器、点滴チューブ等)	0.52	0.47
一般のプラ成型品 (ハンガー、風呂桶、文具、ビニールサンダル等)	0.79	0.54
ごみ袋	1.20	1.24
繊維類	2.56 (0.27)	3.11 (0.80)
事業活動特有の繊維類 (マスク、生地見本、裁断くず、垂れ幕等)	1.30	1.47
一般の繊維類	1.26 (0.27)	1.64 (0.80)
再使用可能な大型衣料、シーツ等綿製品でウエスに再利用可能な繊維類	0.27 (0.27)	0.80 (0.80)
その他 (身の回り品、綿製品以外の日用品、人形、使い捨て商品、不織布の袋、はぎれ等)	0.99	0.84
ゴム類	0.60	0.72
事業活動特有のゴム類 (ゴム手袋、裁断くず等)	0.46	0.48
一般のゴム類	0.14	0.24
皮革類	0.04	0.12
事業活動特有の皮革類 (裁断くず等)	-	0.05
一般の皮革類	0.04	0.07
ガラス類	1.10	0.63
容器・包装材	0.84	0.56
飲料水のびん	0.54	0.44
食品・調味料のびん	0.15	0.07
日用品のびん	0.13	0.04
化粧品のびん	0.02	0.00
事業活動特有のびん類 (点滴用びん、医薬品アンプル等)	-	-
その他	-	0.01
その他	0.26	0.07
有害製品	0.03	0.02
事業活動特有のガラス類	0.02	0.01
その他 (食器、花瓶、電球、LED 電球等)	0.21	0.04
金属類	3.19	1.80
容器包装材	1.36	0.70
飲料水の缶	0.92	0.32
食料・調味料の缶	0.19	0.19
日用品の缶	0.03	0.04
スプレー缶	0.09	0.07
その他	0.13	0.08
その他	1.83	1.10
有害製品	0.52	0.20
事業活動特有の金属 (研磨、切削・加工くず、車の部品等)	0.44	0.12
その他	0.87	0.78
陶器類	0.21	0.02

年度	2016 (H28)	2019 (R1)
容器包装材 (酒の容器等)	-	-
その他	0.21	0.02
事業活動特有の陶磁器類 (建設工事のタイル・レンガ等)	0.03	-
その他の陶磁器類 (置物、食器等)	0.18	0.02
厨芥類	25.24 (25.01)	27.33 (27.16)
調理・原料・製品くず、不良品、販売前の除外外葉等 (基本的には不可食部)	11.20 (11.20)	13.88 (13.88)
手をつけていない食料品 (売れ残り、作り置き、調理食材鮮度切れ、返品等)	8.30 (8.07)	5.93 (5.76)
ご飯・うどん・スパゲティ等のゆでて作り置きのかたまり	1.78 (1.78)	1.26 (1.26)
食品衛生法に基づく保存試料	0.23	0.17
生鮮食品の手つかず食料品 (乾物、カット野菜、トレイ・パック包装含む。)	1.18 (1.18)	1.59 (1.59)
加工食品の手つかず食料品 (パック・袋入り弁当・惣菜等)	5.11 (5.11)	2.91 (2.91)
その他の手をつけていない食料品	-	-
一般厨芥類 (食べ残り等原則可食部)	4.26 (4.26)	6.50 (6.50)
茶殻・コーヒー殻・ティーバッグ等	1.47 (1.47)	1.01 (1.01)
ペットフード	0.01 (0.01)	0.01 (0.01)
木片類	1.23	1.06
容器包装材 (弁当容器、かまぼこ板、コルク栓等)	0.03	0.05
割り箸	0.46	0.63
木製トロ箱	0.01	0.02
事業活動特有の木片類 (建設廃材等)	0.59	0.30
その他 (鉛筆、ハンガー、こけし、ほうき、すだれ、食品を包んだ葉等)	0.14	0.06
草木類	7.03 (7.03)	8.28 (8.28)
事業活動特有の草木類 (花屋等)	0.55 (0.55)	4.24 (4.24)
その他の草木類 (剪定枝、草、落ち葉、生け花等)	6.48 (6.48)	4.04 (4.04)
その他	3.24	2.34
可燃物・準可燃物	1.28	0.82
煙草の吸い殻	0.64	0.37
事業活動特有のその他 (床屋の髪の毛、ペットショップの毛、飲食店の鍋用燃料等)	0.14	0.14
その他 (掃除機のごみ、犬の糞、猫の砂等、及び調査終了後シート上の掃き集め)	0.50	0.31
不燃物	1.96	1.52
事業活動特有のその他 (歯型、せっこう等)	0.53	0.83
その他 (土砂、乾燥剤、日用品ボトルの中身の液体、磁石の付いたシール等)	1.43	0.69
流出水分等	1.47 (1.47)	2.79 (2.79)
合計	100.00 (58.62)	100.00 (61.26)

注) 表中の「-」は0であることを、「0.00」は0.05未満であることを表す。
注) 表中の()は、リサイクルが可能なものを表す。

7. ごみ質測定分析調査結果

(1) 実施概要 (2019 年度)

① 調査目的

焼却（溶融）施設に搬入されたごみの組成や熱量を把握し、施設の維持管理等に役立てること。

② 調査対象

各焼却（溶融）施設（東工場第一工場、東工場第二工場、臨海工場）のごみピットに貯留しているごみ

③ 調査頻度

東工場第二工場、臨海工場：年 4 回

東工場第一工場：焼却炉の稼働に応じて実施（2019 年度は 1 回）

④ 試料採取場所

各焼却（溶融）施設 ごみピット ホッパステージ

⑤ 調査方法

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知）の別紙 2 の I に掲げる方法に準ずる。

- ・ピット内のごみを十分混合したのち、ごみグレーンにより 200kg 以上つかむ
- ↓
- ・ごみクレーンをホッパステージに移動し、ごみを放す
- ↓
- ・スコップ等でよく混合し、袋詰めのごみは中身を取り出し、特に大きなものは適当に細分
- ↓
- ・十分に混合し、四分法により数回縮分し、試料として 5~10kg を採取
- ↓
- ・試料の測定分析

(2) 調査結果 (経年)

■ ごみの種類成分

単位：%

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
紙・布類	50.44	46.25	42.08	48.72	45.28	51.30
紙類	43.35	40.10	33.58	38.28	40.54	42.07
繊維・布類	7.09	6.15	8.50	10.44	4.74	9.24
ビニール・合成樹脂・ゴム・ 皮革類	23.01	19.66	23.21	24.08	25.91	25.49
プラスチック類	19.05	17.53	22.55	22.60	24.55	23.44
ビニール・ナイロン類	0.40	0.34	0.11	0.37	0.24	0.18
塩化ビニール類	0.47	0.97	0.27	0.27	0.24	0.42
ゴム・皮革類	3.08	0.82	0.27	0.85	0.88	1.46
木・竹・わら類	5.98	10.30	14.28	10.73	9.89	7.44
厨芥類	8.73	8.89	8.89	9.28	6.65	8.63
動物性厨芥類	1.26	0.88	1.31	0.97	0.71	0.72
植物性厨芥類	7.01	6.95	7.01	7.37	5.32	6.96
卵・貝殻類	0.46	1.07	0.57	0.95	0.62	0.95
不燃物類	6.44	9.81	6.97	4.44	7.67	3.73
陶器・石類	1.23	1.81	1.01	0.66	1.67	0.82
ガラス類	1.71	1.63	2.62	1.38	0.48	0.41
金属類 (アルミを除く)	2.67	5.62	2.27	1.93	4.79	1.88
アルミ類	0.72	0.53	0.43	0.40	0.41	0.30
乾電池	0.10	0.22	0.64	0.06	0.32	0.31
その他	5.42	5.10	4.58	2.75	4.61	3.40
その他 (5mm 以上)	2.16	1.48	1.44	0.62	1.41	1.12
その他 (5mm 以下)	3.25	3.62	3.14	2.13	3.20	2.29
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※ DRY ベース

■ ごみの3成分

単位：%

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
水分	40.39	41.40	43.87	45.05	41.37	40.83
灰分	8.91	11.74	9.22	7.55	10.05	7.11
可燃分	50.70	46.86	46.91	47.39	48.57	52.06
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※ WET ベース

■ 低位発熱量

単位：kj/kg

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
計算値	8,538	7,824	7,736	7,800	8,108	8,773
実測値	9,501	8,461	8,453	8,558	8,695	9,878

※ WET ベース

第4章 ごみ排出量等の見込み

1. 将来予測（推計）方法

■ 人口等の将来予測

<人口>

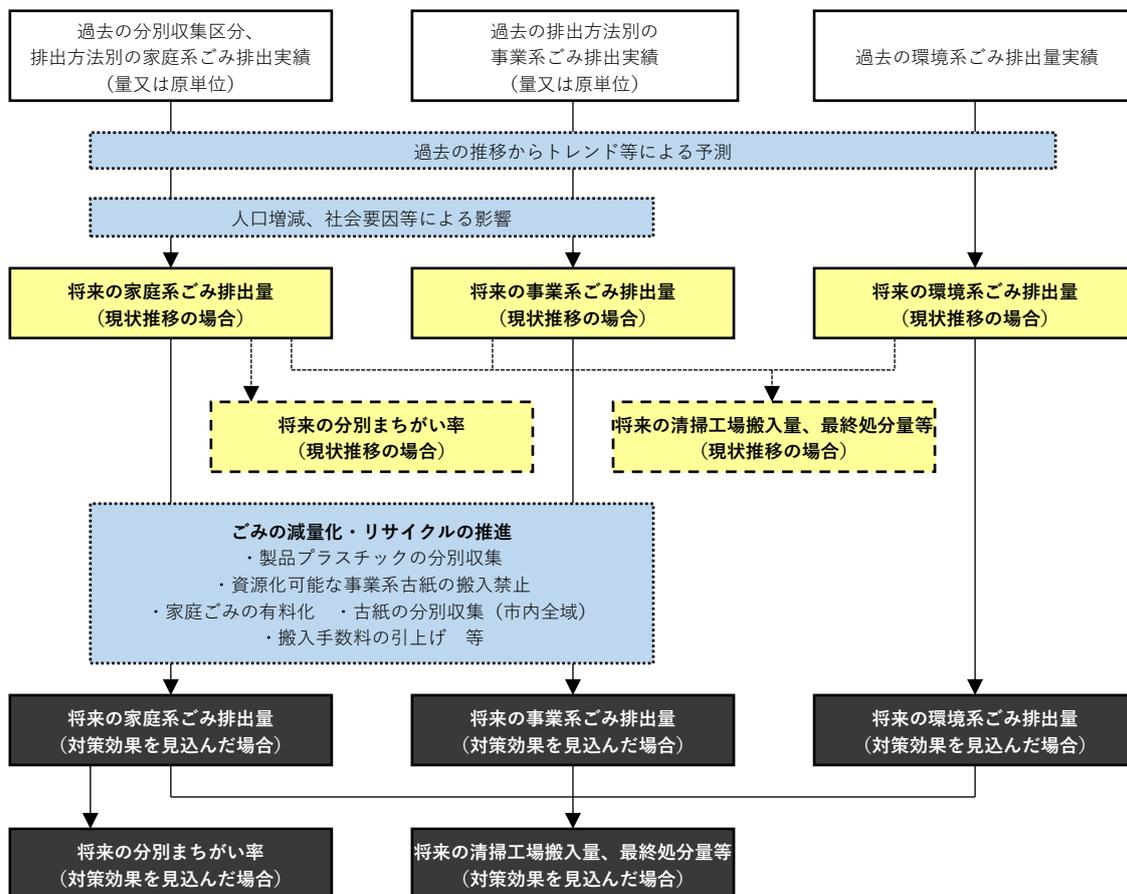
「堺市人口ビジョン（2016年3月策定）」に示された将来推計人口のうち、低位パターンで減少カーブを描くと想定し、推計人口の減少率と同じ割合で住民基本台帳人口も減少するものと仮定して、2020年9月末現在の住民基本台帳人口から2025年度と2030年度の住民基本台帳人口を予測し、その他の年度については年度間案分により算出した。

<世帯数>

「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2019年4月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に示された大阪府の将来世帯数の推計値を基に、本市の世帯数も同様の割合で推移するものと仮定して、2020年9月末現在の住民基本台帳世帯数から2025年度と2030年度の住民基本台帳世帯数を予測し、その他の年度については年度間案分により算出した。

■ ごみ排出量等の将来推計

ごみ排出量等については、次のフロー（概略）により将来予測を行った。なお、将来予測を行うにあたり、2018年度及び2019年度のごみ排出量実績については、災害廃棄物を含まない量を採用した。



2. ごみ排出量等の将来推計結果（詳細）

(1) 現状推移の場合

単位：t（別に記載しているものを除く。）

		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	番号及び算定式	備考			
人口（人）		835,049	832,354	828,111	823,868	819,624	815,381	811,138	805,964	800,790	795,617	790,443	785,269	A1	各年度の住民基本台帳人口の予測値			
年度日数（日）		366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	A2				
排出量	ごみ	家庭系	生活ごみ	150,774	150,391	150,282	150,075	150,231	149,523	149,183	148,558	148,303	147,215	146,500	145,762	B1		
			粗大ごみ	3,637	3,456	3,484	3,505	3,532	3,536	3,547	3,550	3,560	3,549	3,546	3,542	B2	不燃小物類・臨時ごみ含む	
			継続ごみ	1,441	1,456	1,455	1,453	1,452	1,452	1,451	1,450	1,449	1,449	1,449	1,448	1,448	B3	延べ申込個数から家庭系と事業系に案分
			蛍光灯・乾電池・水銀体温計等	99	102	105	107	109	110	111	111	111	112	112	112	113	B4	=B5+B6
			蛍光灯	36	35	35	35	35	35	35	34	34	34	34	34	34	B5	
			乾電池・水銀体温計等	63	67	70	72	74	75	76	77	77	78	78	78	79	B6	
			直接搬入ごみ	8,017	7,599	7,656	7,701	7,758	7,766	7,788	7,791	7,812	7,787	7,779	7,769	7,765	B7	=B8:B10
			焼却対象物	173	215	214	213	213	212	211	210	209	207	206	206	205	B8	
			破碎対象物	7,794	7,319	7,377	7,424	7,481	7,490	7,513	7,518	7,540	7,517	7,511	7,502	7,502	B9	
			古紙類（外部処理分）	50	65	65	64	64	64	64	63	63	63	62	62	62	B10	コンテナに別置きしたりリサイクル可能な古紙類
	事業系	継続ごみ	10,813	9,810	9,504	9,240	9,007	8,799	8,610	8,438	8,279	8,133	7,996	7,868	C1			
		許可業者搬入ごみ	63,378	62,976	62,585	62,247	61,949	61,682	61,440	61,220	61,017	60,829	60,654	60,491	C2	=C3+C4		
		焼却対象物	63,069	62,725	62,335	61,999	61,702	61,436	61,195	60,976	60,773	60,586	60,412	60,250	C3			
		破碎対象物	309	251	250	248	247	246	245	244	244	243	242	241	C4			
		一般事業系直接搬入ごみ	7,581	7,348	7,348	7,348	7,348	7,348	7,348	7,348	7,348	7,348	7,348	7,348	C5	=C6+C7		
		焼却対象物	6,424	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	6,287	C6		
		破碎対象物	1,157	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	C7		
		公共事業系直接搬入ごみ	3,636	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	3,935	C8	=C9+C10		
		焼却対象物	3,411	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	3,689	C9		
		破碎対象物	225	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	C10		
環境系	直接埋立ごみ	30	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	C11	瓦礫・ブロック類			
環境系	環境美化ごみ	1,727	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	D1	=D2+D3			
	焼却対象物	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	D2				
	破碎対象物	1,725	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	D3	ボランティア清掃活動等によるごみや不法投棄物			
資源	家庭系	缶・びん	5,568	5,568	5,481	5,402	5,346	5,265	5,205	5,138	5,090	5,016	4,959	4,903	E1			
		ペットボトル	2,111	2,089	2,138	2,186	2,243	2,287	2,340	2,389	2,446	2,491	2,543	2,596	E2			
		プラスチック製容器包装	4,671	4,589	4,546	4,507	4,483	4,436	4,404	4,365	4,340	4,292	4,256	4,222	E3			
		小型金属	385	355	353	352	352	350	348	346	345	342	340	339	E4			
		古紙類	88	77											E5	2021年3月末分別回収廃止		
		使用済小型家電	27	28	30	31	32	33	34	35	36	36	37	37	E6			
		インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	E7			
		集団回収	19,709	18,830	17,747	16,697	15,780	14,862	14,063	13,312	12,657	11,989	11,412	10,880	E8	=E9:E13		
		新聞	12,205	11,371	10,416	9,501	8,689	7,904	7,209	6,564	5,992	5,440	4,953	4,509	E9			
		雑誌・その他の古紙	3,524	3,532	3,433	3,333	3,254	3,164	3,090	3,019	2,959	2,888	2,829	2,772	E10	2019年8月に「その他の古紙（雑がみ）」対象品目追加		
		ダンボール	2,717	2,719	2,713	2,697	2,687	2,665	2,650	2,630	2,620	2,594	2,576	2,559	E11			
		古布	1,219	1,160	1,139	1,121	1,107	1,087	1,073	1,059	1,047	1,030	1,017	1,004	E12			
		紙バック	44	48	46	45	43	42	41	40	39	37	37	36	E13			
	事業系	庁内古紙類	443	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	F1			
		自主資源化	1,889	2,048	1,924	1,807	1,697	1,594	1,497	1,407	1,321	1,241	1,166	1,095	F2	排出事業者が民間再資源化事業者と直接契約してリサイクルするもの		
	環境系	剪定枝等	4,940	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	G1	公園や街路から発生する剪定枝等		
	総排出量		290,964	287,472	285,388	283,408	282,069	279,793	278,119	276,208	274,864	272,579	270,846	269,163	H1	=H2+H6+H11		
	家庭系総排出量		196,527	194,541	193,278	192,017	191,319	189,621	188,475	187,046	186,150	184,279	182,933	181,612	H2	=H3+H4		
	家庭系ごみ排出量		163,967	163,004	162,982	162,841	163,082	162,387	162,080	161,460	161,235	160,112	159,385	158,634	H3	=B1:B4+B7		
	家庭系資源排出量		32,560	31,537	30,296	29,176	28,237	27,234	26,395	25,586	24,915	24,167	23,548	22,978	H4	=E1:E8		
1人1日あたり家庭系ごみ排出量（g）		643	640	639	639	638	637	637	636	635	635	634	634	H5	=H2/A1/A2*1,000,000			
事業系総排出量		87,770	86,555	85,734	85,015	84,374	83,796	83,268	82,786	82,338	81,924	81,537	81,175	H6	=H7+H8			
事業系ごみ排出量		85,438	84,093	83,396	82,794	82,263	81,788	81,357	80,965	80,603	80,269	79,957	79,666	H7	=C1+C2+C5+C8+C11			
事業系資源排出量		2,332	2,462	2,338	2,221	2,111	2,008	1,911	1,821	1,735	1,655	1,580	1,509	H8	=F1+F2			
1日あたり事業系ごみ排出量		235	232	230	228	226	225	224	223	221	221	220	219	H9	=(H6-F2)/A2			
環境系総排出量		6,667	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	H10	=H11+H12			
環境系ごみ排出量		1,727	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	H11	=D1			
環境系資源排出量		4,940	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	H12	=G1			

単位：t（別に記載しているものを除く。）

		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	番号及び算定式	備考	
処理・ 処分量	総処理量	295,060	289,731	287,659	285,151	283,821	281,547	279,878	277,968	276,625	274,340	272,601	270,917	I1	=B10+C11+J5+J9-J10+K6+K10+K14	集団回収及び自主資源化を含む市内総処理量
	清掃工場搬入量	252,572	250,029	249,304	248,560	248,273	247,100	246,365	245,355	244,773	243,315	242,278	241,239	J1	=J2+J6	
	焼却施設搬入量	237,648	235,988	235,180	234,371	234,001	232,817	232,049	231,033	230,420	228,997	227,971	226,946	J2	=B1+B3+B8+C1+C3+C6+C9+D2+J3+J4	
	(内)リサイクルプラザ可燃残渣	411	389	382	377	373	367	363	359	355	350	346	342	J3		
	(内)貯留施設可燃残渣	1,131	1,021	1,027	1,033	1,042	1,047	1,055	1,061	1,071	1,076	1,082	1,090	J4		
	焼却処理量	256,479	252,023	251,310	249,172	248,889	247,716	246,983	245,974	245,393	243,933	242,896	241,856	J5		実焼却処理量（搬入量とは一致しない）
	破碎施設搬入量	14,924	14,041	14,124	14,189	14,272	14,283	14,316	14,322	14,353	14,318	14,307	14,293	J6	=B2+B9+C4+C7+C10+D3+J7+J8	
	(内)リサイクルプラザ可燃残渣	37	40	39	38	38	37	37	36	36	36	35	35	J7		
	(内)貯留施設可燃残渣	40	37	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35	J8		
	破碎処理量	18,127	16,392	16,489	16,028	16,122	16,134	16,172	16,179	16,214	16,174	16,162	16,146	J9		実破碎処理量（搬入量とは一致しない）
	破碎残渣	17,848	16,035	16,130	14,801	14,888	14,899	14,934	14,941	14,973	14,936	14,925	14,910	J10		破碎処理後の可燃残渣
	リサイクル量	51,044	50,586	49,187	48,776	47,712	46,549	45,573	44,618	43,826	42,924	42,167	41,469	K1	=B10+K2+K5+K6+K10+K14	
	焼却残渣からの資源化	12,412	12,902	12,862	12,821	12,804	12,742	12,702	12,648	12,618	12,541	12,486	12,432	K2	=K3+K4	
	溶融スラグ	10,494	10,893	10,859	10,825	10,810	10,758	10,724	10,679	10,653	10,588	10,542	10,496	K3		
	溶融メタル	1,918	2,009	2,003	1,996	1,994	1,984	1,978	1,969	1,965	1,953	1,944	1,936	K4		
	破碎施設からの金属回収	361	357	359	1,227	1,234	1,235	1,238	1,238	1,241	1,238	1,237	1,236	K5		
	リサイクルプラザ	5,117	5,110	5,030	4,956	4,904	4,830	4,775	4,715	4,669	4,604	4,550	4,498	K6	=K7+K8	
	缶	998	943	928	914	905	891	881	870	862	850	839	830	K7		
	びん	4,119	4,167	4,102	4,042	3,999	3,939	3,894	3,845	3,807	3,754	3,711	3,668	K8		
	(混入小型金属)	(10)	(44)	(43)	(43)	(42)	(41)	(41)	(40)	(40)	(40)	(39)	(39)	K9		貯留施設への移送分
	貯留施設	5,908	5,912	5,910	5,911	5,933	5,924	5,934	5,934	5,955	5,945	5,950	5,961	K10	=K11-K13	
	ペットボトル	1,467	1,586	1,623	1,659	1,703	1,736	1,776	1,813	1,857	1,891	1,930	1,971	K11		
	プラスチック製容器包装	4,100	3,985	3,948	3,914	3,893	3,853	3,825	3,791	3,769	3,727	3,696	3,667	K12		
	小型金属	342	341	339	338	337	335	333	330	329	327	324	323	K13		混入小型金属（リサイクルプラザ）を含む
	直接資源化	27,196	26,240	24,961	23,797	22,773	21,754	20,860	20,020	19,280	18,533	17,882	17,280	K14	=B4+E5-E8+F1+F2+G1	
	蛍光管・乾電池・水銀体温計等	99	102	105	107	109	110	111	111	111	112	112	113	B4		
	古紙類	88	77											E5		
使用済小型家電	27	28	30	31	32	33	34	35	36	36	37	37	E6			
インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	E7			
集団回収	19,709	18,830	17,747	16,697	15,780	14,862	14,063	13,312	12,657	11,989	11,412	10,880	E8			
庁内古紙類	443	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	F1			
自主資源化	1,889	2,048	1,924	1,807	1,697	1,594	1,497	1,407	1,321	1,241	1,166	1,095	F2		排出事業者が民間再資源化事業者と直接契約してリサイクルするもの	
剪定枝等	4,940	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	G1		公園や街路から発生する剪定枝等	
その他 古紙類（外部処理分）	50	65	65	64	64	64	64	63	63	63	62	62	B10		コンテナに別置きしたりリサイクル可能な古紙類	
最終処分量（フェニックス）	23,720	23,134	23,073	22,801	22,778	22,672	22,608	22,517	22,465	22,333	22,240	22,146	L1	=L2+C11		
焼却灰	23,689	23,110	23,049	22,777	22,754	22,648	22,584	22,493	22,441	22,309	22,216	22,122	L2			
直接埋立ごみ	30	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	C11			
分別まちがい率（％）	24.1	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8	M1		生活ごみの中に含まれるリサイクル可能な資源物の割合	

注) 2019年度は実績値。2020年度以降は、過去の実績の推移を基に算出した予測値。

注) 「番号及び算定式」欄の「AO:A●」は、AOからA●までの合計を表す。

(2) 対策効果を見込んだ場合

単位：t (別に記載しているものを除く。)

		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	番号及び算定式	備考			
人口 (人)		835,049	832,354	828,111	823,868	819,624	815,381	811,138	805,964	800,790	795,617	790,443	785,269	A1	各年度の住民基本台帳人口の予測値			
年度日数 (日)		366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	A2				
排出量	ごみ	家庭系	生活ごみ	150,774	150,160	150,052	149,102	148,525	147,831	144,305	127,747	125,952	123,444	124,332	125,194	B1		
			粗大ごみ	3,637	3,456	3,484	3,505	3,532	3,536	3,697	4,452	5,143	5,128	5,123	5,117	B2	不燃小物類・臨時ごみ含む	
			継続ごみ	1,441	1,456	1,455	1,453	1,452	1,452	1,451	1,450	1,449	1,449	1,449	1,448	1,448	B3	延べ申込個数から家庭系と事業系に案分
			蛍光管・乾電池・水銀体温計等	99	102	105	107	109	110	111	111	111	111	112	112	113	B4	=B5+B6
			蛍光管	36	35	35	35	35	35	35	34	34	34	34	34	34	B5	
			乾電池・水銀体温計等	93	67	70	72	74	75	76	77	77	77	78	78	79	B6	
			直接搬入ごみ	8,017	7,599	7,656	7,701	7,758	7,766	7,630	6,842	6,161	6,139	6,135	6,129	6,129	B7	=B8:B10
			焼却対象物	173	215	214	213	213	212	203	163	141	138	139	140	140	B8	
			破碎対象物	7,794	7,319	7,377	7,424	7,481	7,490	7,363	6,616	5,957	5,938	5,934	5,927	5,927	B9	
			古紙類 (外部処理分)	50	65	65	64	64	64	64	63	63	63	62	62	62	B10	コンテナに別置きしたりリサイクル可能な古紙類
	事業系	継続ごみ	10,813	9,810	9,504	9,240	8,990	8,733	8,529	8,404	8,282	8,106	7,940	7,784	C1			
		許可業者搬入ごみ	63,378	62,976	62,585	62,247	61,833	61,219	60,880	61,091	61,258	60,847	60,450	60,068	C2	=C3+C4		
		焼却対象物	63,069	62,725	62,335	61,999	61,586	60,973	60,614	60,720	60,791	60,381	59,985	59,604	C3			
		破碎対象物	309	251	250	248	247	246	266	371	467	466	465	464	C4			
		一般事業系直接搬入ごみ	7,581	7,348	7,348	7,348	7,334	7,293	7,119	6,357	5,668	5,640	5,612	5,585	C5	=C6+C7		
		焼却対象物	6,424	6,287	6,287	6,287	6,273	6,232	6,079	5,423	4,830	4,802	4,774	4,747	C6			
		破碎対象物	1,157	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,040	934	838	838	838	838	C7			
		公共事業系直接搬入ごみ	3,636	3,935	3,935	3,935	3,927	3,906	3,891	3,876	3,861	3,847	3,832	3,817	C8	=C9+C10		
		焼却対象物	3,411	3,689	3,689	3,689	3,681	3,660	3,645	3,630	3,615	3,601	3,586	3,571	C9			
		破碎対象物	225	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	C10			
	直接埋立ごみ	30	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	C11	瓦礫・ブロック類		
	環境系	環境美化ごみ	1,727	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	D1	=D2+D3		
		焼却対象物	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	D2			
破碎対象物		1,725	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	D3				
資源	家庭系	缶・びん	5,568	5,612	5,524	5,445	5,387	5,307	5,288	5,432	5,381	5,303	5,242	5,184	E1			
		ペットボトル	2,111	2,157	2,207	2,257	2,315	2,361	2,439	2,610	2,672	2,721	2,778	2,836	E2			
		プラスチック製容器包装	4,671	4,691	4,647	5,349	6,059	5,996	6,073	6,595	6,539	6,449	6,414	6,378	E3			
		小型金属	385	372	370	369	369	366	372	406	405	401	399	397	E4			
		古紙類	88	77					387	2,367	2,411	2,438	2,462	2,481	E5	2021年3月末分別回収廃止		
		使用済小型家電	27	28	30	31	32	33	34	35	36	36	37	37	E6			
		インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	E7			
		集団回収	19,709	18,830	17,747	16,697	15,780	14,862	14,063	13,312	12,657	11,989	11,412	10,880	E8	=E9:E13		
		新聞	12,205	11,371	10,416	9,501	8,689	7,904	7,209	6,564	5,992	5,440	4,953	4,509	E9			
		雑誌・その他の古紙	3,524	3,532	3,433	3,333	3,254	3,164	3,090	3,019	2,959	2,888	2,829	2,772	E10	2019年8月に「その他の古紙 (雑がみ)」対象品目追加		
		ダンボール	2,717	2,719	2,713	2,697	2,687	2,665	2,650	2,630	2,620	2,594	2,576	2,559	E11			
		古布	1,219	1,160	1,139	1,121	1,107	1,087	1,073	1,059	1,047	1,030	1,017	1,004	E12			
		紙バック	44	48	46	45	43	42	41	40	39	37	37	36	E13			
	事業系	庁内古紙類	443	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	F1			
		自主資源化	1,889	2,048	1,924	1,807	1,697	1,594	1,497	1,407	1,321	1,241	1,166	1,095	F2	排出事業者が民間再資源化事業者と直接契約してリサイクルするもの		
環境系	剪定枝等	4,940	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	G1	公園や街路から発生する剪定枝等			
総排出量		290,964	287,472	285,388	283,408	281,914	279,180	274,581	259,309	256,122	252,105	251,709	251,358	H1	=H2+H6+H11			
家庭系総排出量		196,527	194,541	193,278	192,017	191,319	189,621	185,851	171,360	168,918	165,610	165,895	166,195	H2	=H3+H4			
家庭系ごみ排出量		163,967	162,773	162,752	161,868	161,376	160,695	157,194	140,602	138,816	136,272	137,150	138,001	H3	=B1:B4+B7			
家庭系資源排出量		32,560	31,768	30,526	30,149	29,943	28,926	28,657	30,758	30,102	29,338	28,745	28,194	H4	=E1:E8			
1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (g)		643	640	639	639	638	637	628	583	576	570	575	580	H5	=H2/A1/A2*1,000,000			
事業系総排出量		87,770	86,555	85,734	85,015	84,219	83,183	82,354	81,573	80,828	80,119	79,438	78,787	H6	=H7+H8			
事業系ごみ排出量		85,438	84,093	83,396	82,794	82,108	81,175	80,443	79,752	79,093	78,464	77,858	77,278	H7	=C1+C2+C5+C8+C11			
事業系資源排出量		2,332	2,462	2,338	2,221	2,111	2,008	1,911	1,821	1,735	1,655	1,580	1,509	H8	=F1+F2			
1日あたり事業系ごみ排出量		235	232	230	228	225	224	222	220	217	216	214	213	H9	=(H6-F2)/A2			
環境系総排出量		6,667	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	H10	=H11+H12			
環境系ごみ排出量		1,727	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	H11	=D1			
環境系資源排出量		4,940	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	H12	=G1			

単位：t (別に記載しているものを除く。)

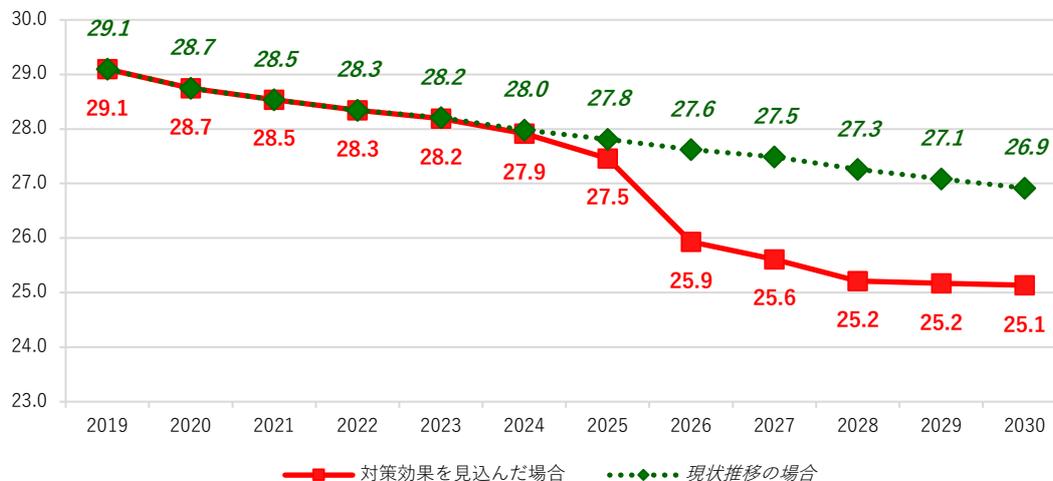
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	番号及び算定式	備考	
処理・ 処分量	総処理量	295,060	289,712	287,643	285,226	283,827	281,094	276,480	261,132	257,946	253,928	253,527	253,175	I1	=B10+C11+J5+J9-J10+K6+K10+K14	集団回収及び自主資源化を含む市内総処理量
	清掃工場搬入量	252,572	249,817	249,094	247,757	246,729	245,108	240,886	223,650	221,209	218,031	218,306	218,579	J1	=J2+J6	
	焼却施設搬入量	237,648	235,775	234,968	233,565	232,455	230,822	226,567	209,320	206,848	203,705	203,992	204,279	J2	=B1+B3+B8+C1+C3+C6+C9+D2+J3+J4	
	(内)リサイクルプラザ可燃残渣	411	392	385	380	376	370	369	379	375	370	366	362	J3		
	(内)貯留施設可燃残渣	1,131	1,036	1,042	1,197	1,354	1,354	1,367	1,399	1,408	1,409	1,417	1,424	J4		
	焼却処理量	256,479	251,811	251,100	248,399	247,374	245,754	241,533	224,298	221,859	218,678	218,953	219,226	J5		実焼却処理量(搬入量とは一致しない)
	破碎施設搬入量	14,924	14,042	14,126	14,192	14,274	14,286	14,319	14,330	14,361	14,326	14,314	14,300	J6	=B2+B9+C4+C7+C10+D3+J7+J8	
	(内)リサイクルプラザ可燃残渣	37	40	39	39	38	38	38	39	38	38	37	37	J7		
	(内)貯留施設可燃残渣	40	38	38	38	38	38	38	41	41	41	40	40	J8		
	破碎処理量	18,127	16,393	16,491	16,032	16,124	16,138	16,175	16,188	16,223	16,183	16,170	16,154	J9		実破碎処理量(搬入量とは一致しない)
	破碎残渣	17,848	16,036	16,132	14,834	14,919	14,932	14,966	14,978	15,011	14,973	14,961	14,947	J10		破碎処理後の可燃残渣
	リサイクル量	51,044	50,767	49,370	49,582	49,151	47,953	47,336	48,311	47,435	46,431	45,769	45,159	K1	=B10+K2+K5+K6+K10+K14	
	焼却残渣からの資源化	12,412	12,890	12,851	12,779	12,722	12,637	12,413	11,501	11,372	11,205	11,219	11,234	K2	=K3+K4	
	溶融スラグ	10,494	10,883	10,850	10,789	10,741	10,669	10,480	9,710	9,601	9,460	9,472	9,485	K3		
	溶融メタル	1,918	2,007	2,001	1,990	1,981	1,968	1,933	1,791	1,771	1,745	1,747	1,749	K4		
	破碎施設からの金属回収	361	357	359	1,198	1,205	1,206	1,209	1,210	1,212	1,210	1,209	1,207	K5		
	リサイクルプラザ	5,117	5,148	5,069	4,996	4,942	4,869	4,851	4,985	4,936	4,865	4,809	4,758	K6	=K7+K8	
	缶	998	950	935	921	912	898	895	920	911	898	887	878	K7		
	びん	4,119	4,198	4,134	4,075	4,030	3,971	3,956	4,065	4,025	3,967	3,922	3,880	K8		
	(混入小型金属)	(10)	(44)	(44)	(43)	(42)	(42)	(42)	(43)	(42)	(42)	(41)	(41)	K9		貯留施設への移送分
	貯留施設	5,908	6,067	6,065	6,748	7,445	7,423	7,552	8,165	8,161	8,117	8,126	8,137	K10	=K11:K13	
	ペットボトル	1,467	1,637	1,675	1,713	1,757	1,792	1,851	1,981	2,028	2,065	2,109	2,153	K11		
	プラスチック製容器包装	4,100	4,074	4,036	4,683	5,336	5,282	5,347	5,800	5,751	5,673	5,641	5,609	K12		
	小型金属	342	356	354	352	352	349	354	384	382	379	376	375	K13		混入小型金属(リサイクルプラザ)を含む
	直接資源化	27,196	26,240	24,961	23,797	22,773	21,754	21,247	22,387	21,691	20,971	20,344	19,761	K14	=B4+E5:E8+F1+F2+G1	
	蛍光管・乾電池・水銀体温計等	99	102	105	107	109	110	111	111	111	112	112	113	B4		
	古紙類	88	77	0	0	0	0	387	2,367	2,411	2,438	2,462	2,481	E5		
	使用済小型家電	27	28	30	31	32	33	34	35	36	36	37	37	E6		
	インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	E7		
	集団回収	19,709	18,830	17,747	16,697	15,780	14,862	14,063	13,312	12,657	11,989	11,412	10,880	E8		
	庁内古紙類	443	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	414	F1		
	自主資源化	1,889	2,048	1,924	1,807	1,697	1,594	1,497	1,407	1,321	1,241	1,166	1,095	F2		排出事業者が民間再資源化事業者と直接契約してリサイクルするもの
	剪定枝等	4,940	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	G1		公園や街路から発生する剪定枝等
	その他 古紙類(外部処理分)	50	65	65	64	64	64	64	63	63	63	62	62	B10		コンテナに別置きしたりリサイクル可能な古紙類
	最終処分量(フェニックス)	23,720	23,099	23,038	22,718	22,628	22,483	22,105	20,557	20,339	20,053	20,077	20,101	L1	=L2+C11	
	焼却灰	23,689	23,075	23,014	22,694	22,604	22,459	22,081	20,533	20,315	20,029	20,053	20,077	L2		
	直接埋立ごみ	30	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	C11		
	分別まちがい率(%)	24.1	23.7	23.7	23.3	22.9	23.0	22.7	20.9	20.9	20.8	20.8	20.8	M1		生活ごみの中に含まれるリサイクル可能な資源物の割合

注) 2019年度は実績値。2020年度以降は、過去の実績の推移を基に算出した予測値。

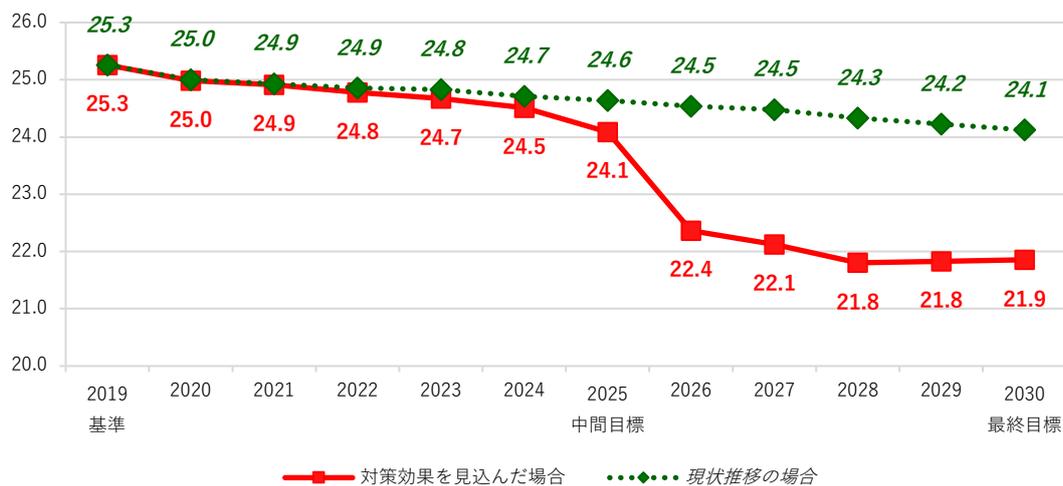
注) 「番号及び算定式」欄の「A○:A●」は、A○からA●までの合計を表す。

<参考① 現状推移の場合と対策効果を見込んだ場合の比較>

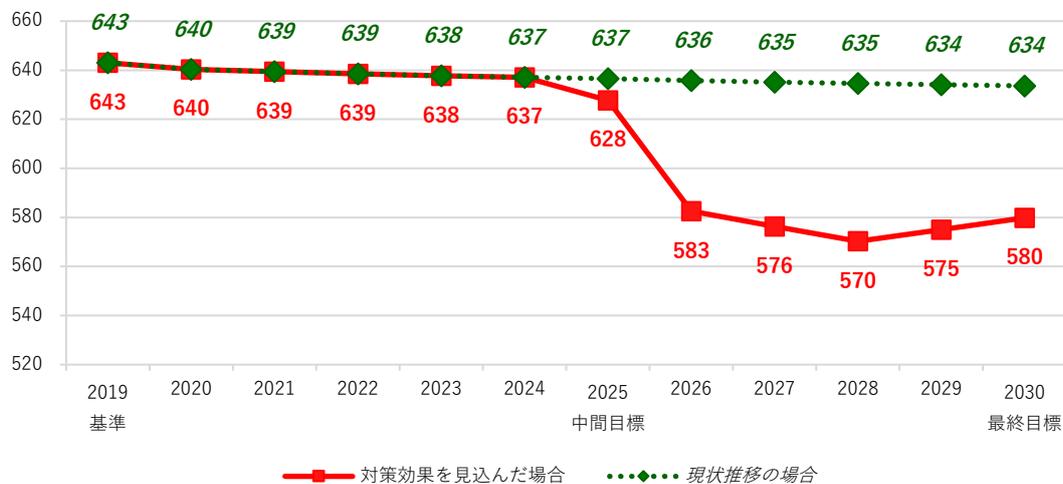
■ ごみ総排出量 (万トン)



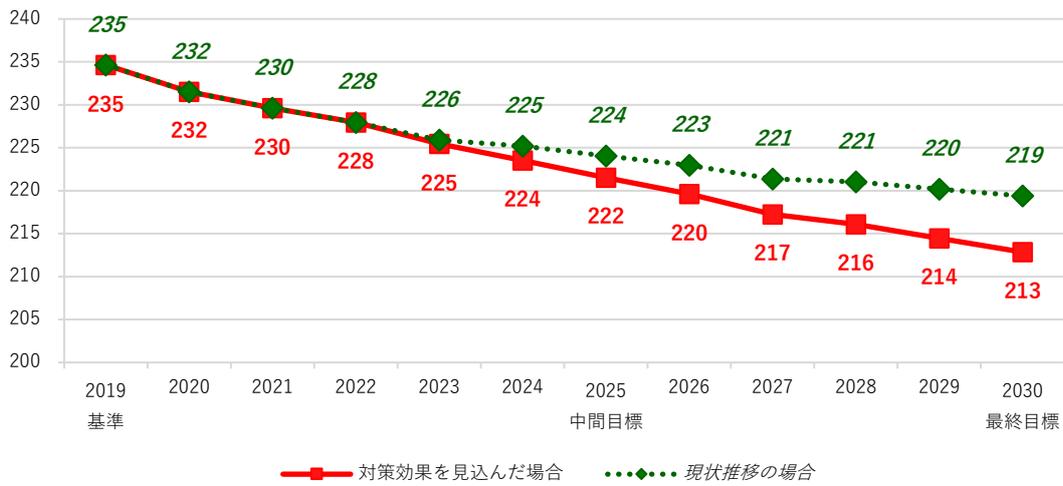
■ 清掃工場搬入量 (万トン)



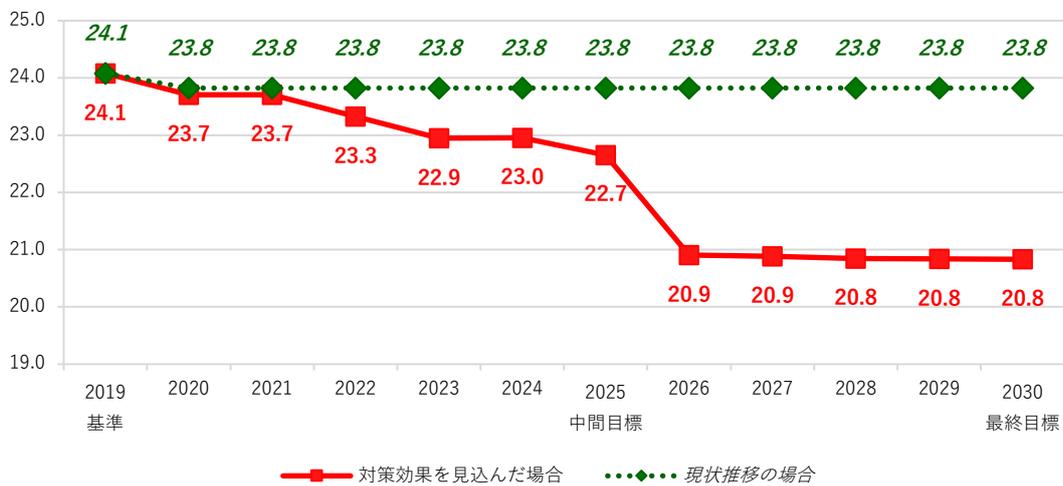
■ 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (g)



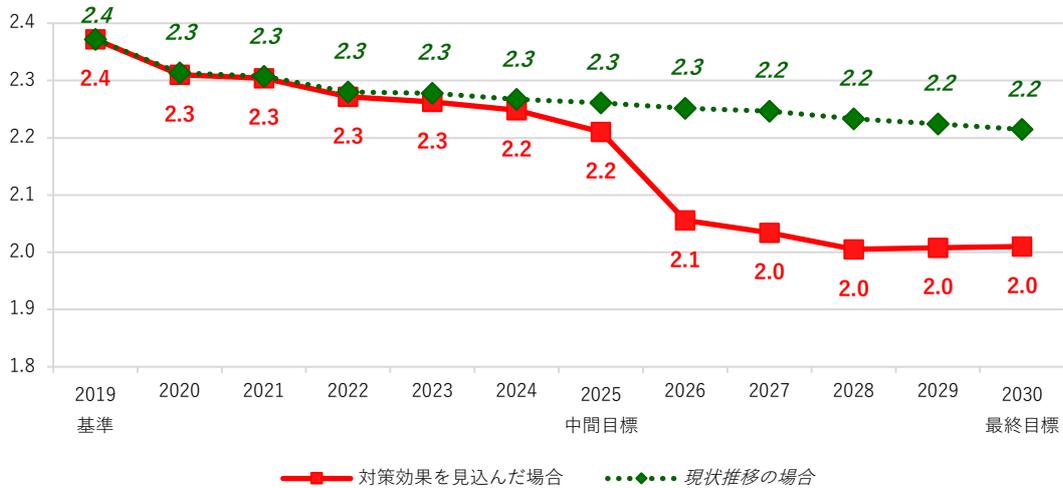
■ 1日あたり事業系ごみ排出量（トン）



■ 分別まちがい率（%）

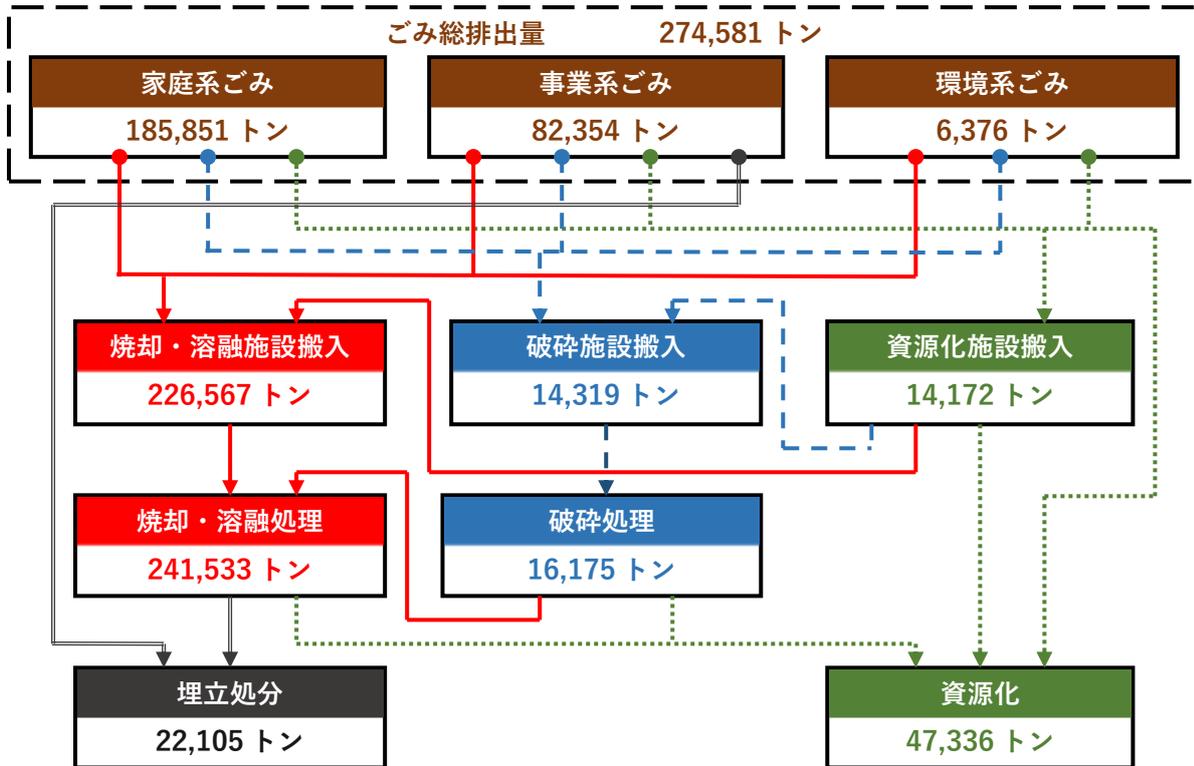


■ 最終処分量（万トン）

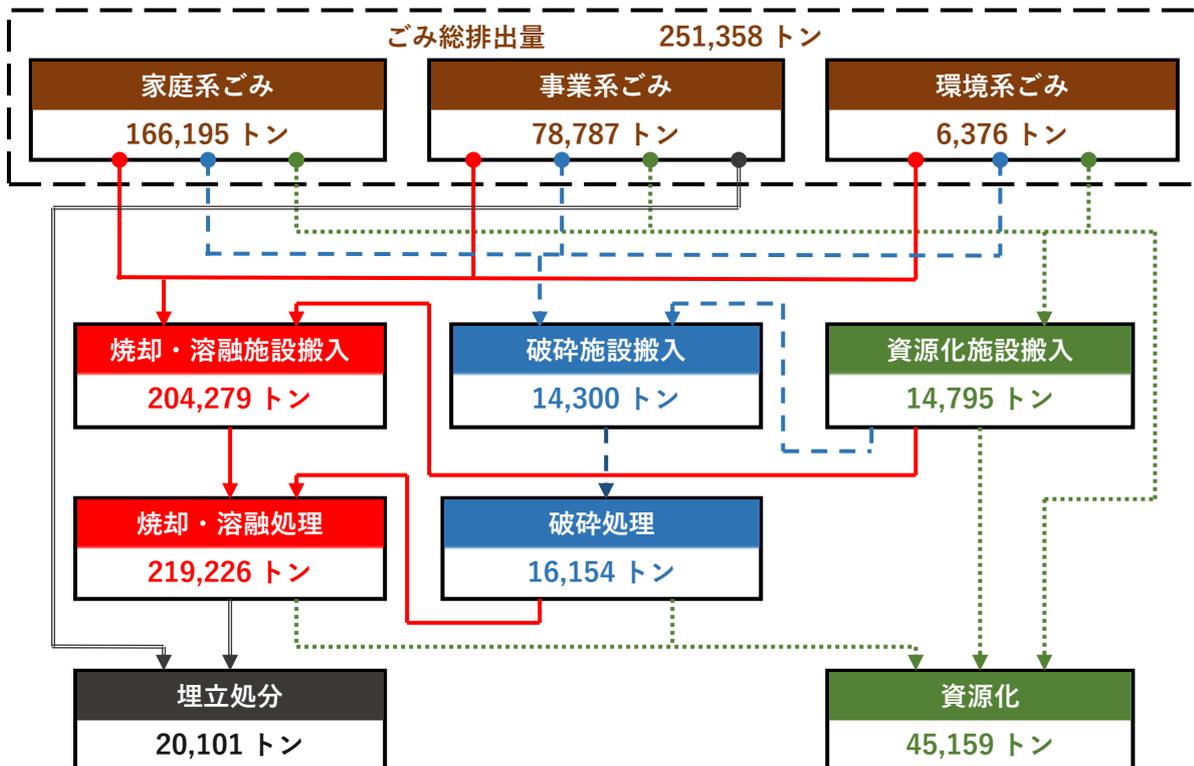


<参考② 目標年度における想定ごみ処理フロー（対策効果を見込んだ場合）>

■ 2025 年度（中間目標年度）



■ 2030 年度（目標年度）



第5章 用語解説 (50音順)

アプリ (スマートフォン用アプリ)

「アプリケーションソフトウェア」の略。スマートフォンにインストールすることで、利用者の目的に応じた様々な機能（ゲーム、音楽プレイヤー、電子メールなど）を提供する。

本市でもごみの分別方法や収集日の情報等を市民に提供する「ごみ分別アプリ」を導入している。

一般廃棄物

廃棄物処理法に規定する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。本市では、一般廃棄物をし尿とごみに区分し、ごみについては、家庭から排出される家庭系ごみと、事業所等から排出される産業廃棄物以外のごみ（事業系ごみ）、ボランティア清掃等による環境系ごみに区分している。

廃棄物処理法において、市町村は、一般廃棄物処理計画に従い、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・処分しなければならないこととされている。

拡大生産者責任

経済協力開発機構（OECD）が提唱した概念であり、生産者の製品に係る責任を、製造・流通時のみではなく、廃棄されて処理（回収・廃棄やリサイクル等）される段階まで拡大する考え方。使用済製品の処理に係る費用を、その製品の生産者に負担させることで、処理にかかる社会的費用を低減させるとともに、環境に配慮した製品の設計（リサイクルしやすい製品や廃棄処理の容易な製品等）に移行することを狙いとしている。

家庭系ごみ

一般に、日常生活に伴い家庭から排出される一般廃棄物のことをさす。生活系ごみと表現される場合もある。

本市では、生活ごみや粗大ごみ、分別収集品目等が該当する。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。平成10年法律第97号。平成13年4月施行。

不要になった特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目）を有料で小売業者が回収し、メーカーがリサイクルすることを義務付けている。

環境系ごみ

市民によるボランティア清掃活動等により排出されたごみや不法投棄されたごみ（環境美化ごみ）、公園や街路からの剪定枝につ

いては、環境中から発生し、その減量化が困難であることから、本市ではこれらを「環境系ごみ」として区分している。

小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。平成24年法律第57号。平成25年4月施行。

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等には、貴金属やレアメタルなどの有用な資源が含まれていることから、その再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めている。

混みガラス

本市では、破損などで手選別できなかったガラスのことをさす。収集されたびんは、リサイクルプラザで無色、茶色、その他の色、及び混みガラスに選別し、品目別に再資源化事業者へ引き渡している。

最終処分

ごみを最終的に処分（埋立処分等）すること。ごみは、収集運搬された後、ほとんどが焼却などの中間処理を経てから最終処分される。

最終処分を行う施設を最終処分場と言い、埋め立てる廃棄物の性状によって構造基準や維持管理基準が定められている。

雑がみ

一般に、古紙類のうち、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外の資源化可能な紙類をさす。具体的には、菓子やティッシュなどの紙箱、はがき、包装紙、紙袋類などが含まれる。

産業廃棄物

廃棄物処理法に定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物のこと。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有する。

事業系ごみ

一般的に、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをさす。本市では、一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系一般廃棄物、いわゆるオフィスごみ等）のことを事業系ごみと呼んでいる。

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされている。

資源有効利用促進法

平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12 年に制定。平成 13 年 4 月施行。

リデュース、リユース、リサイクルを総合的に進めるため、再生資源のリサイクル、リサイクル容易な構造・材質等の工夫、分別回収のための表示、副産物の有効利用の促進等について定めている。

収集運搬

廃棄物を集めて、中間処理施設や一時保管施設、最終処分場へ運ぶこと。

循環型社会

製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等については、できるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分（焼却灰・飛灰）と、不燃物・可燃物の焼え残り（未燃分）からなっている。

焼却処理

処理対象物を焼却することで、無害化するとともに、減容・減量化する処理のこと。焼却処理により発生する焼却灰はほとんどが埋立処理されている。また、排ガス中に含まれる飛灰は捕集され、薬剤処理により無害化された後に埋立処分されることが多い。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。平成 12 年法律第 116 号。平成 13 年 5 月施行。

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において

生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のため、主務大臣による基本方針の策定、食品関連事業者による再生利用等の実施、再生利用を促進するための措置等について定めている。

食品ロス削減推進法

正式名称は、「食品ロス削減の推進に関する法律」。令和元年法律第 19 号。令和元年 10 月施行。

食品ロスの定義や国や地方自治体の責務を明らかにしつつ、基本方針の策定や食品ロス削減に関する施策の基本事項を定め、総合的な推進について定めている。

清掃工場搬入量

清掃工場に搬入された量。焼却施設に搬入される生活ごみなどの可燃ごみ、破砕施設に搬入される粗大ごみなどのほか、資源化施設からの残渣（排出に用いた袋などの可燃物や混入している不燃物など）も含んだ量の合計。

総排出量

ごみや資源物、集団回収を含む、排出された一般廃棄物の合計量。本計画において、単に「ごみ総排出量」と記載している場合は、家庭系、事業系及び環境系の合計量をさす。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。会社や組織の広報としても利用されている。SNS として挙げられる代表的なものとして、LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）などがある。

地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で起こる地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のこと。地球温暖化は海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

厨芥類

家庭の台所等から発生する野菜くずや食べ残しなど、いわゆる「生ごみ」のこと。手付かずの食品もこれに含まれる。

中間処理

廃棄物を最終処分するために行う処理のこと。焼却・熔融や選別、圧縮などがある。

低炭素社会

地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

都市計画決定

地域地区、都市施設など様々な都市計画を正式に決定すること。都市計画決定の主体は市町村であるが、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画については、都道府県が決定することとされている。ごみ焼却場等の都市施設は、都市計画決定がなされた区域内に設置することが原則とされている。

バイオエタノール

穀物類や木材などのバイオマスを発酵・蒸留させて作るエタノールのこと。そのまま、又はガソリンに添加して自動車用燃料として利用できる。化石燃料のようにすぐに枯渇する心配はないが、食料との競合といった問題を招く可能性があるため、廃木材や藻類など食料と競合しない原料が注目されている。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。その中でも、廃棄される紙、食品廃棄物、建設発生木材等を廃棄物系バイオマスと呼ぶ。

廃棄物

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

廃棄物処理法

⇒ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和 45 年法律第 137 号。昭和 46 年 9 月施行。

「廃棄物処理法」又は「廃掃法」と略される。廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、廃棄物の定義や処理責任の所在、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理方法、処理施設、処理業の基準等を定めている。

廃棄物発電

廃棄物を焼却・溶融処理した際に発生する熱エネルギーを利用して蒸気を発生させ、その蒸気でタービンを回すことで発電すること。

破碎処理

処理対象物を細かく砕くこと。破碎処理は、減容、機能破壊、素材の分離・不純物除去など様々な目的で行われるが、清掃工場における破碎処理は、主に焼却処理の前処理（そのままでは焼却処理できない粗大ごみ等の大きな廃棄物を、炉に投入可能な大きさまで細かくする）を目的として行われる。また、破碎処理後に、金属類が回収されていることもある。

搬入禁止物

例えば引火性・有害性のある物や特定家庭用機器など、適正処理が困難であることや、法律により処理ルートが定められていることなどの観点から、市の清掃工場への搬入を禁止しているもの。具体的には、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則別表第 1 に規定されている。

PFI

「Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略。民間の資金や経営能力、技術力などを活用して施設の設計・建設から運営・維持管理までを一体的に行うことで、従来公共部門が担ってきた公共サービスを、より効果的・効率的に市民に提供する事業手法のこと。

我が国では、平成 11 年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）が制定されるとともに、平成 12 年 3 月に PFI の理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が策定され、PFI 事業の枠組みが設けられている。

不法投棄

廃棄物処理法に違反し、廃棄物を定められた場所以外（例えば山林や河川敷、廃墟等）に不法に廃棄すること。同法では、不法投棄に対し、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円（法人は 3 億円）以下の罰金、又はその併科という厳しい罰則が設けられている。

プラスチック資源循環戦略

令和元年5月に、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環の総合的な推進について定めている。2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、容器包装の6割をリユース、リサイクルなどのマイルストーン（中間目標点）を定めている。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。平成7年法律第112号。

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図ることを目的とした法律。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）はリサイクルするという、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけている。

1997（平成9）年の一部施行時には缶・びん、ペットボトルが対象であったが、2000（平成12）年4月から紙製容器包装とプラスチック製容器包装が対象に加わり、完全施行された。

また、2020年（令和2）年7月の関係省令改正施行により、レジ袋有料化義務化が実施された。

用途地域

都市計画法に規定する地域地区のひとつ。用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の地域がある。

溶融処理

廃棄物や焼却灰などを1,700～1,800℃といった高い温度で溶かす処理。処理対象物は溶融スラグ・メタルとなり、リサイクルされる。従来の焼却処理に比べ、埋立対象物は溶融飛灰のみとなるため、大幅に最終処分量を低減することが可能である。本市では、臨海工場で溶融処理を行っている。

溶融スラグ・メタル

溶融処理したものを空気中や水中で冷却・固化させたもの。発生した溶融固化物は、磁選機により溶融スラグと溶融メタルに選別（磁石に引きつけられるものが溶融メタル、それ以外は溶融スラグ）する。溶融スラグは建設資材等に、溶融メタルは建設機械のおもり（カウンターウェイト）等々にリサイクルされる。